

子どもが輝き
安心して子育てができるまち かんだ



令和7年3月

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨及び位置づけ	1
	(1) 子育てを取り巻く背景	1
	(2) 計画の位置づけ	2
2	計画の概要	3
	(1) 計画の期間	3
	(2) 計画の対象	3
	(3) 策定体制	3
第2章	苅田町の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1	人口・世帯等の動向	4
	(1) 長期的にみる人口の推移	4
	(2) 近年の人口の推移	5
	(3) 世帯の動向	7
2	人口動態等	10
	(1) 婚姻・離婚の動向	10
	(2) 出生の動向	11
	(3) 人口増減の動向	11
3	就労状況	13
	(1) 男女別就労状況	13
	(2) 産業別就業者数	14
4	教育・保育施設、小学校等の状況	15
	(1) 保育所・幼稚園の状況	15
	(2) 小学校・中学校の状況	17
5	地域子ども・子育て支援事業の実施状況	18
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の内容	18
	(2) 各種事業の実施状況	19
6	ニーズ調査結果の概要	26
	(1) 調査の概要	26
	(2) 調査結果	27
7	ヒアリング調査結果の概要	38
	(1) 調査の概要	38
	(2) 調査結果	38

8	第2期計画の施策の実施状況	40
(1)	第2期計画の施策の評価（総括表）	40
(2)	第2期計画の実施状況	41
9	子ども・子育て支援の主要な課題	46
第3章	子ども・子育て支援の基本的な考え方	48
1	基本理念	48
2	基本目標と取組方針	49
(1)	基本目標	49
(2)	施策の体系	50
第4章	施策の展開	51
基本目標1	子どもと親の健やかな育ちを支える	51
基本目標2	多様な教育・保育の充実	55
基本目標3	配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える	58
基本目標4	子ども・子育て家庭を地域全体で見守り支える	61
第5章	事業計画	64
1	教育・保育提供区域の設定	64
2	児童数の推計	65
(1)	人口推計	65
(2)	児童数の推計	66
3	量の見込み及び提供体制の確保方策	67
(1)	教育・保育施設及び地域型保育事業	67
(2)	地域子ども・子育て支援事業	72
4	学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	89
(1)	認定こども園の普及に係る基本的な考え方	89
(2)	施設、事業者等との連携方策	89
第6章	計画の推進に向けて	90
1	計画の推進体制と地域の役割	90
2	計画の進行管理	90
資料編		91
1	荻田町子ども・子育て会議条例	91
2	子ども・子育て会議委員名簿	92
3	計画策定の経過	92

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

(1) 子育てを取り巻く背景

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が課題となっています。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが高まるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会情勢の中、国は、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を三つの柱として推進してきました。

その後、令和元年10月からは、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳のすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化に取り組んでいます。

また、令和5年4月には、こども政策を推進していくために「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子どもたちが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。

本町においては、平成27年3月に第1期となる「苅田町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という）を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

令和2年3月には、「第2期苅田町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という）を策定し、子どもと子育て家庭への支援と子育て環境の充実に努めてきました。

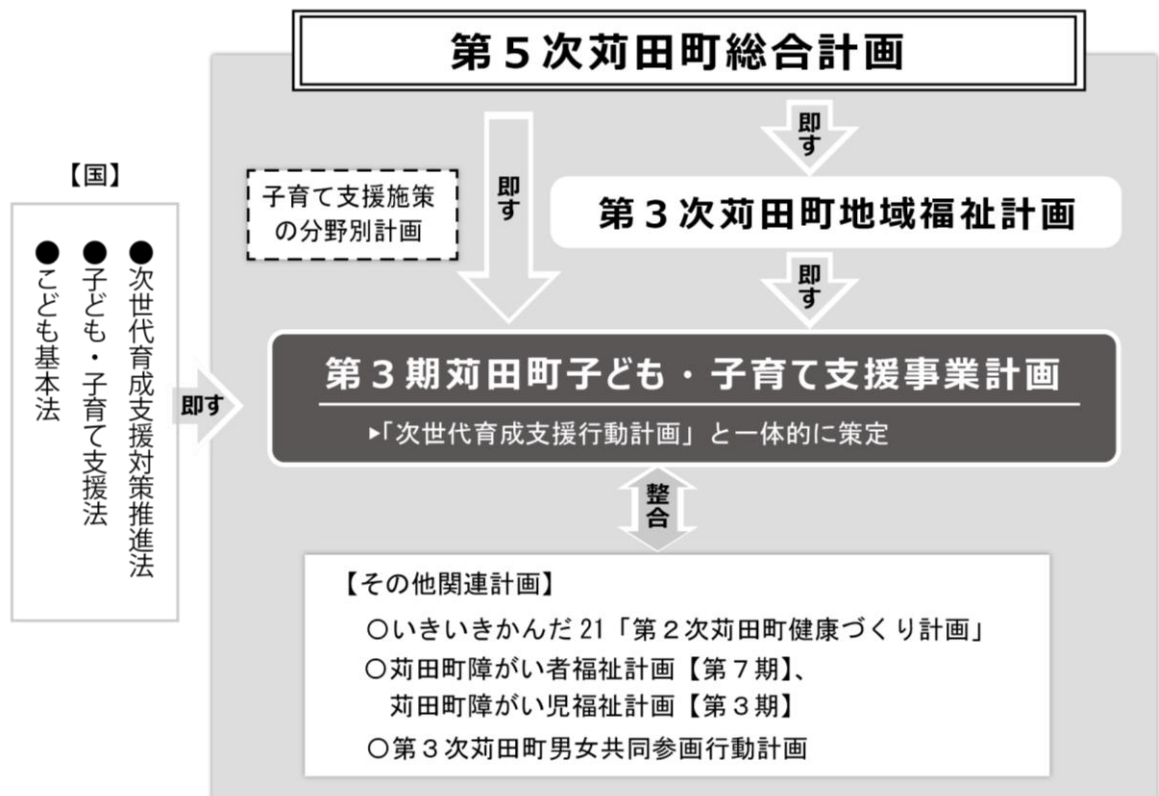
令和6年度に「第2期計画」が最終年度を迎えることにより、社会情勢や本町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、苅田町における子ども・子育て支援の充実を図るため「第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定しています。

また、計画の推進にあたっては、上位計画である第5次苅田町総合計画、第3次苅田町地域福祉計画に即し、他の関連計画との整合性を図りながら、施策を一体的に推進していきます。

■ 計画の位置づけ



2 計画の概要

(1) 計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として策定することとされています。

本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

(2) 計画の対象

この計画は、18歳未満の子ども、妊娠、出産期からの保護者、子育て家庭等を対象とします。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子育て支援に関する事業者や関係団体等で構成する「苅田町子ども・子育て会議」を設置し、協議に基づいて策定しました。

第2章 荻田町の子ども・子育てを取り巻く状況

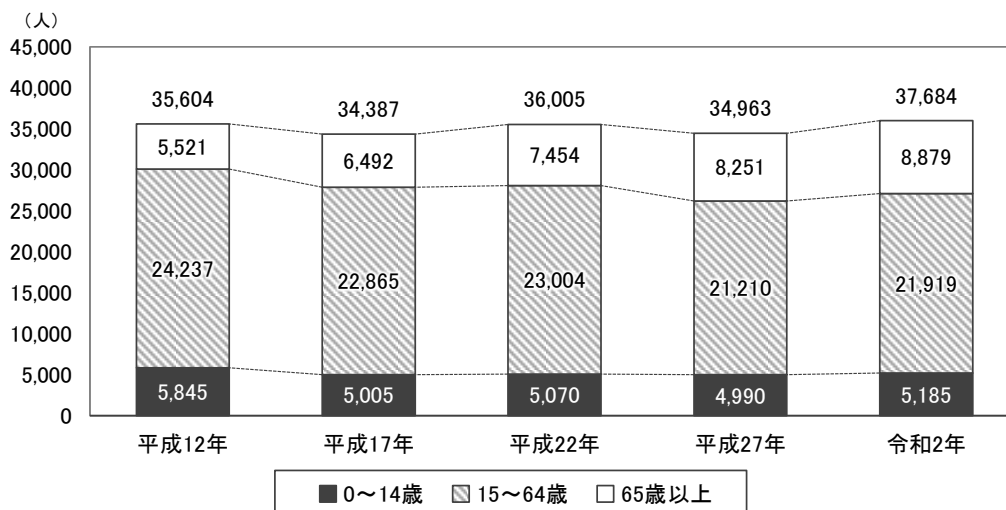
1 人口・世帯等の動向

(1) 長期的にみる人口の推移

国勢調査によると、本町の総人口は平成12年から令和2年までの間、増減を繰り返していますが、令和2年にはこの期間で最も多い37,684人となっており、20年間で2,080人増加しています。

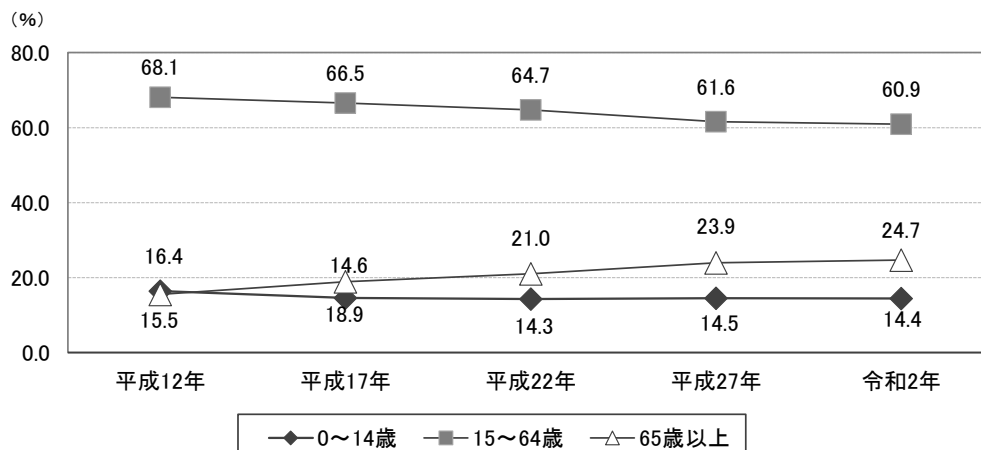
年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）の割合は年々減少傾向にありますが、65歳以上（高齢者人口）の割合は増加しており、令和2年には24.7%と、およそ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。ただし、その割合は、福岡県の平均28.1%と比較して低い状況です。

＜総人口・年齢3区分別人口の推移＞



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

＜年齢3区分別人口構成の推移＞



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

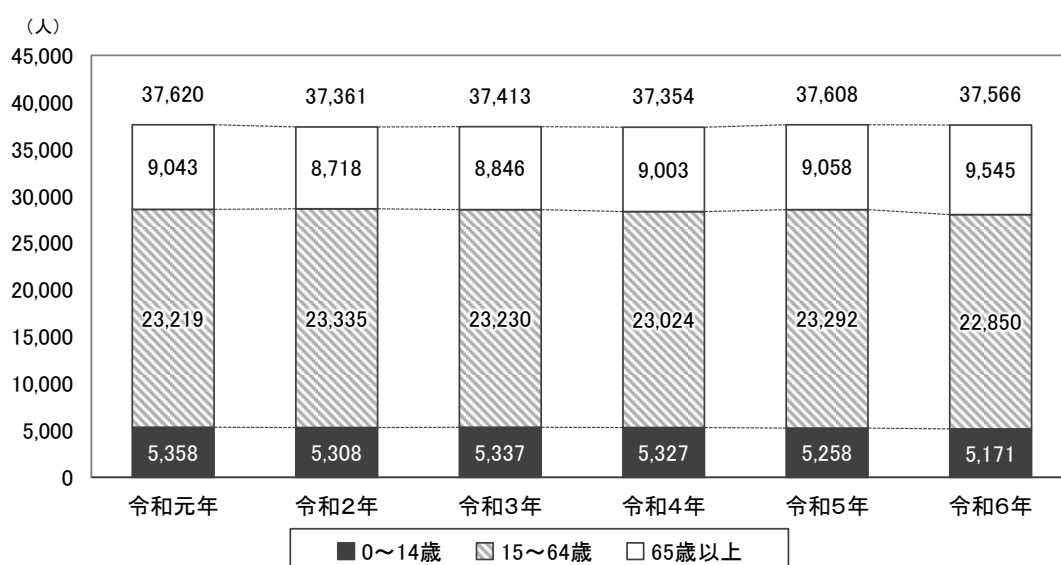
(2) 近年の人口の推移

1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳による人口の推移をみると、総人口はほぼ横ばいで推移しています。年齢3区分別人口では、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）の人口は令和元年以降減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向にあります。

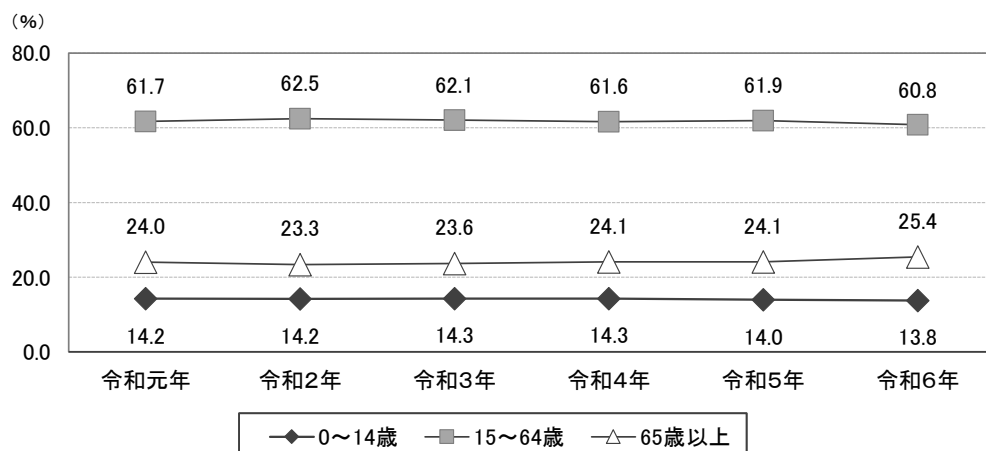
年齢3区分別人口構成の推移をみると、令和6年には65歳以上（高齢者人口）の割合が25.4%と、初めて25%を超え、4人に1人が高齢者となりました。

＜総人口・年齢3区分別人口の推移＞



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

＜年齢3区分別人口構成の推移＞



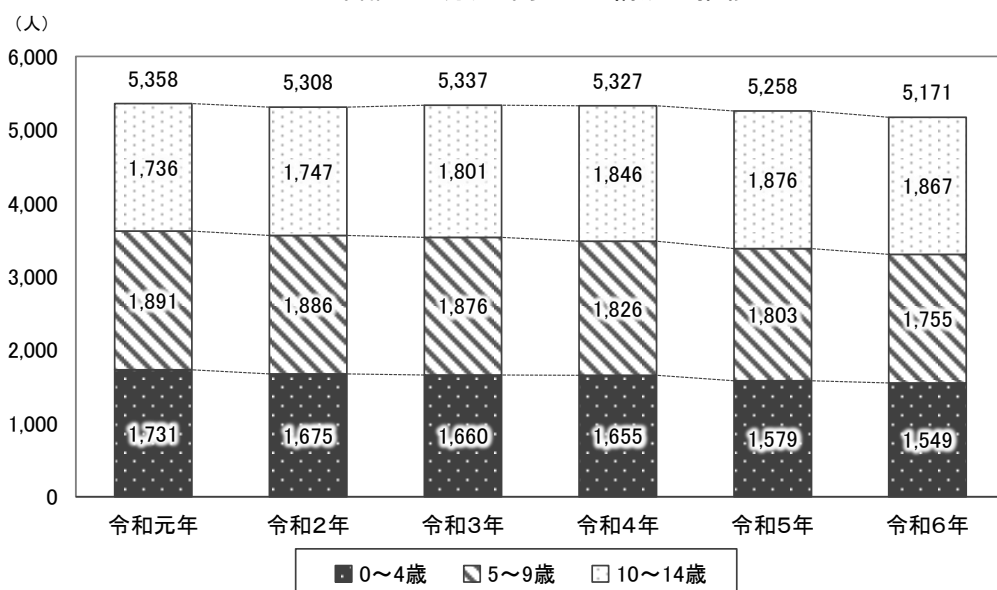
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) 年少人口の推移

年少人口を年齢階層でみると、令和元年から令和6年の5年間に、10～14歳の子どもは131人増加している一方で、5～9歳の子どもは136人減少、0～4歳の子どもは182人減少しています。

令和元年から令和6年の増減率をみると、0～4歳では10.5%減、5～9歳では7.2%減、10～14歳では7.5%増となっています。特に、1歳人口は17.0%減となり、出生数の減少が主な要因と考えられます。

＜年齢3区分別年少人口構成の推移＞



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

	実績						R1→R6 増減率
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	313	321	328	306	276	297	▲ 5.1
1歳	341	312	320	348	313	283	▲ 17.0
2歳	345	336	315	324	342	312	▲ 9.6
3歳	360	345	341	332	320	341	▲ 5.3
4歳	372	361	356	345	328	316	▲ 15.1
5歳	367	374	360	352	347	326	▲ 11.2
6歳	376	369	384	350	353	351	▲ 6.6
7歳	388	376	367	386	351	351	▲ 9.5
8歳	386	385	377	364	391	345	▲ 10.6
9歳	374	382	388	374	361	382	2.1
10歳	358	373	380	390	371	360	0.6
11歳	355	356	372	377	395	368	3.7
12歳	342	349	359	374	379	387	13.2
13歳	332	339	351	357	374	381	14.8
14歳	349	330	339	348	357	371	6.3
年少人口計	5,358	5,308	5,337	5,327	5,258	5,171	▲ 3.5
0-4歳(再掲)	1,731	1,675	1,660	1,655	1,579	1,549	▲ 10.5
5-9歳(再掲)	1,891	1,886	1,876	1,826	1,803	1,755	▲ 7.2
10-14歳(再掲)	1,736	1,747	1,801	1,846	1,876	1,867	7.5

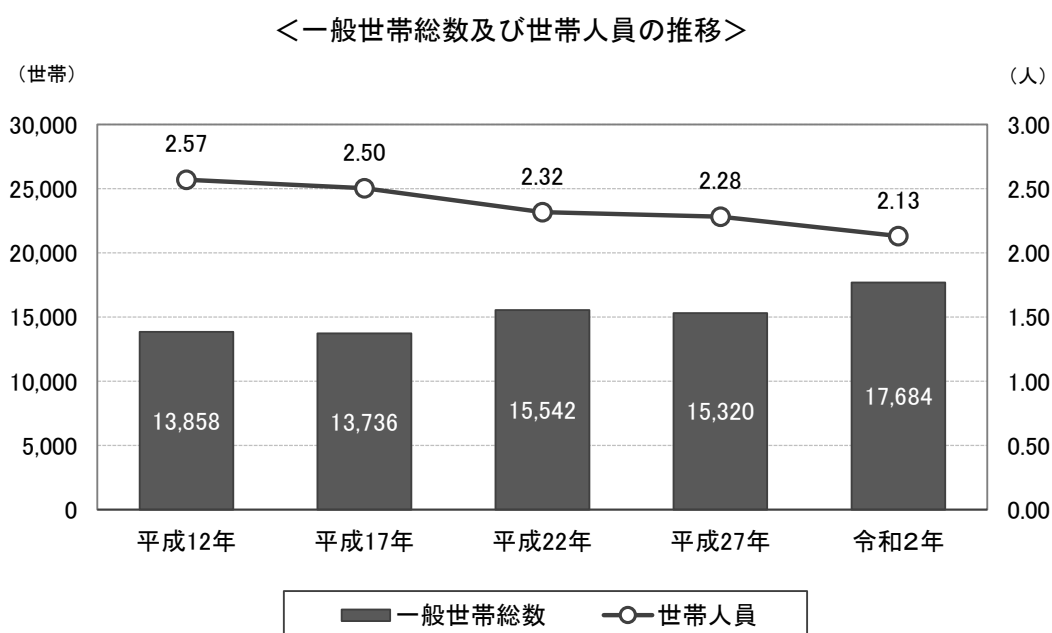
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯の動向

1) 世帯数及び世帯人員の推移

本町の一般世帯数は、平成 22 年から令和 2 年までの間、増減を繰り返していますが、令和 2 年にはこの期間で最も多い、17,684 世帯となっており、10 年間で 2,142 世帯増加しています。

一方で、一世帯における世帯人員は年々減少しており、令和 2 年では 2.13 人と世帯規模は縮小しています。



資料：国勢調査

2) 子育て世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯数は、年次によって増減がみられますが、一般世帯数に占める割合は一貫して減少傾向にあり、令和2年では 8.4%となっています。人員別にみると、平成 22 年から令和2年にかけて、5～6人世帯を除く全ての世帯数が減少しています。

18歳未満の子どものいる一般世帯数は、平成 22 年から令和2年にかけて 77 世帯減少しており、令和2年では 3,438 世帯となっています。また、一般世帯数に占める割合は、平成 22 年の 22.6%から令和2年では 19.4%と 3.2 ポイント減少しています。人員別にみると、平成 22 年から令和2年にかけて、3人世帯と6人世帯を除く全ての世帯数が減少しています。

■ 6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯の推移

単位：世帯、%

	実績				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	13,858	13,736	15,542	15,320	17,684
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	1,724	1,508	1,562	1,538	1,478
世帯の割合(%)	12.4	11.0	10.1	10.0	8.4
1人世帯	－	－	－	－	－
2人世帯	30	37	32	34	31
3人世帯	624	527	559	528	472
4人世帯	661	602	616	593	591
5人世帯	269	236	253	265	268
6人世帯	90	65	63	78	85
7人以上の世帯	50	41	39	40	31
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	4,087	3,582	3,515	3,403	3,438
世帯の割合(%)	29.5	26.1	22.6	22.2	19.4
1人世帯	1	4	30	19	－
2人世帯	144	161	176	154	172
3人世帯	1,090	1,003	1,039	1,070	1,054
4人世帯	1,751	1,517	1,474	1,396	1,425
5人世帯	747	644	585	554	583
6人世帯	245	171	137	151	148
7人以上の世帯	109	82	74	59	56

資料：国勢調査

3) ひとり親世帯の推移

6歳未満の子どものいるひとり親世帯は、令和2年で85世帯、6歳未満の子どものいる一般世帯(1,478世帯)に占める割合は5.8%となっており、平成22年と比べると0.3ポイント減少しています。また、6歳未満の子どものいるひとり親世帯のうち、母子世帯が81世帯、父子世帯が4世帯となっています。

18歳未満の子どものいるひとり親世帯は、令和2年で433世帯、18歳未満の子どものいる一般世帯(3,438世帯)に占める割合は12.6%となっており、平成22年と比べると横ばいとなっています。18歳未満の子どものいるひとり親世帯のうち、母子世帯が393世帯、父子世帯が40世帯となっています。

6歳未満・18歳未満の子どものいるひとり親世帯の多くは母子世帯であり、一般世帯に占める母子世帯の割合は横ばいの傾向となっています。

■ ひとり親世帯の推移

単位:世帯

	実績				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	13,858	13,736	15,542	15,320	17,684
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	1,724	1,508	1,562	1,538	1,478
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	4,087	3,582	3,515	3,403	3,438
ひとり親世帯(総数)	1,010	1,186	1,270	1,238	1,402
総世帯数に占める割合	7.3%	8.6%	8.2%	8.1%	7.9%
うち6歳未満の子どものいる世帯	72	98	96	90	85
一般世帯数に占める割合	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%
6歳未満の子どものいる世帯に占める割合	4.2%	6.5%	6.1%	5.9%	5.8%
うち18歳未満の子どものいる世帯	354	405	444	423	433
一般世帯数に占める割合	2.6%	2.9%	2.9%	2.8%	2.4%
18歳未満の子どものいる世帯に占める割合	8.7%	11.3%	12.6%	12.4%	12.6%
母子世帯(総数)	864	1,006	1,085	1,062	1,205
総世帯数に占める割合	6.2%	7.3%	7.0%	6.9%	6.8%
うち6歳未満の子どものいる世帯	70	88	94	88	81
一般世帯数に占める割合	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%
6歳未満の子どものいる世帯に占める割合	4.1%	5.8%	6.0%	5.7%	5.5%
うち18歳未満の子どものいる世帯	325	359	408	384	393
一般世帯数に占める割合	2.3%	2.6%	2.6%	2.5%	2.2%
18歳未満の子どものいる世帯に占める割合	8.0%	10.0%	11.6%	11.3%	11.4%
父子世帯(総数)	146	180	185	176	197
総世帯数に占める割合	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%
うち6歳未満の子どものいる世帯	2	10	2	2	4
一般世帯数に占める割合	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
6歳未満の子どものいる世帯に占める割合	0.1%	0.7%	0.1%	0.1%	0.3%
うち18歳未満の子どものいる世帯	29	46	36	39	40
一般世帯数に占める割合	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%
18歳未満の子どものいる世帯に占める割合	0.7%	1.3%	1.0%	1.1%	1.2%

資料: 国勢調査

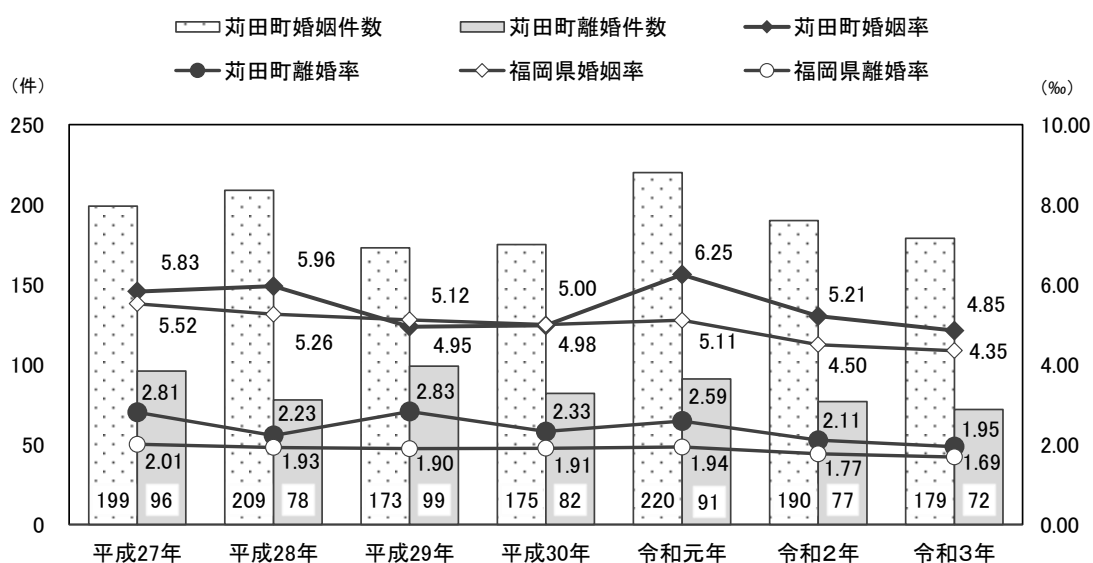
2 人口動態等

(1) 婚姻・離婚の動向

本町の婚姻件数は、令和元年の220件をピークに、以降減少しています。また、婚姻率（人口千対）は、令和元年以降は減少傾向にありますが、福岡県の婚姻率を上回りながら推移しています。

離婚件数は、令和元年以降、減少しており、令和3年では72件となっています。また、離婚率は常に福岡県の値を上回って推移しています。

＜婚姻・離婚の推移（福岡県との比較）＞



■ 婚姻・離婚の推移（福岡県との比較）

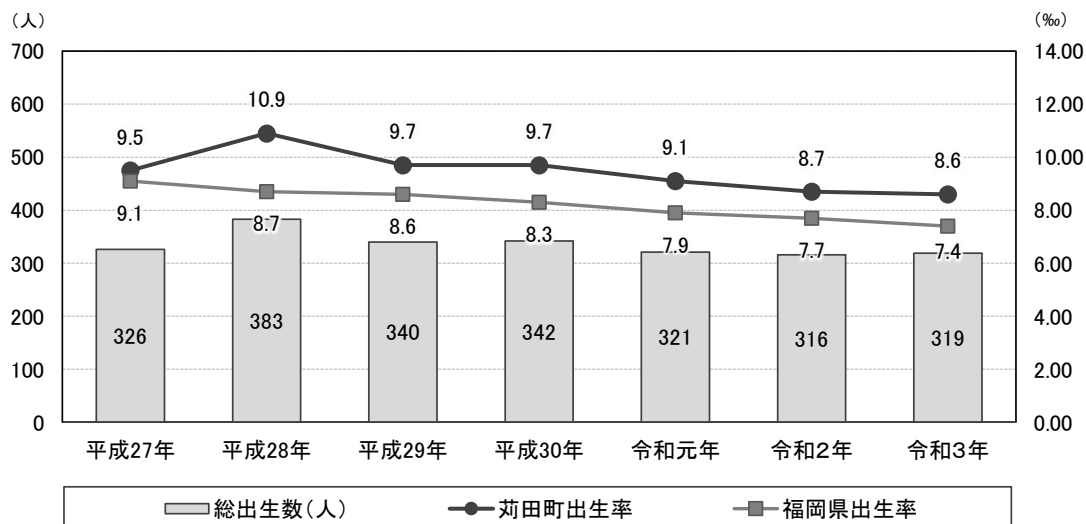
		実績						
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
荏田町	婚姻数(件)	199	209	173	175	220	190	179
	婚姻率(‰)	5.83	5.96	4.95	4.98	6.25	5.21	4.85
	離婚件数(件)	96	78	99	82	91	77	72
	離婚率(‰)	2.81	2.23	2.83	2.33	2.59	2.11	1.95
福岡県	婚姻率(‰)	5.52	5.26	5.12	5.00	5.11	4.50	4.35
	離婚率(‰)	2.01	1.93	1.90	1.91	1.94	1.77	1.69

資料：福岡県人口動態統計

(2) 出生の動向

本町の出生の動向をみると、平成 28 年の 383 人以降減少傾向となり、令和 3 年では 319 人となっています。出生率（人口千対）は、常に福岡県の値を上回って推移しており、令和 3 年の出生率は 8.6‰となっています。

＜出生数及び出生率の推移（福岡県との比較）＞

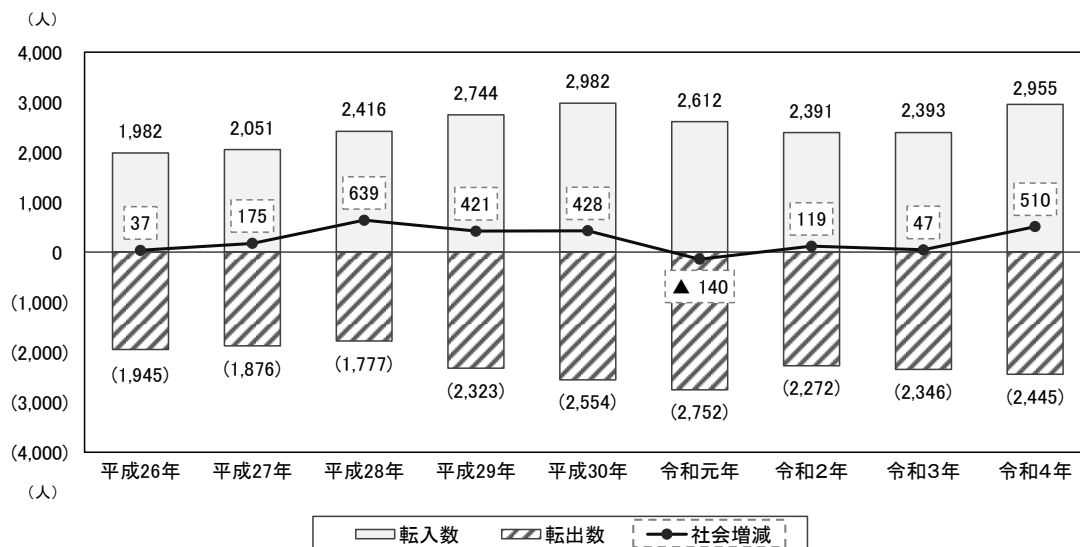


資料：福岡県人口動態統計

(3) 人口増減の動向

本町の社会増減をみると、令和元年を除き、転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いています。特に平成 28 年から平成 30 年にかけては、町内企業による技能実習生の受け入れに伴った外国人人口の急増を受け、転入数が転出数を大きく上回っています。その後、新型コロナウイルス感染症の流行により外国人人口の減少を受けたものの、令和 4 年では転入数が 2,955 人、転出数が 2,445 人と 510 人の社会増となっています。

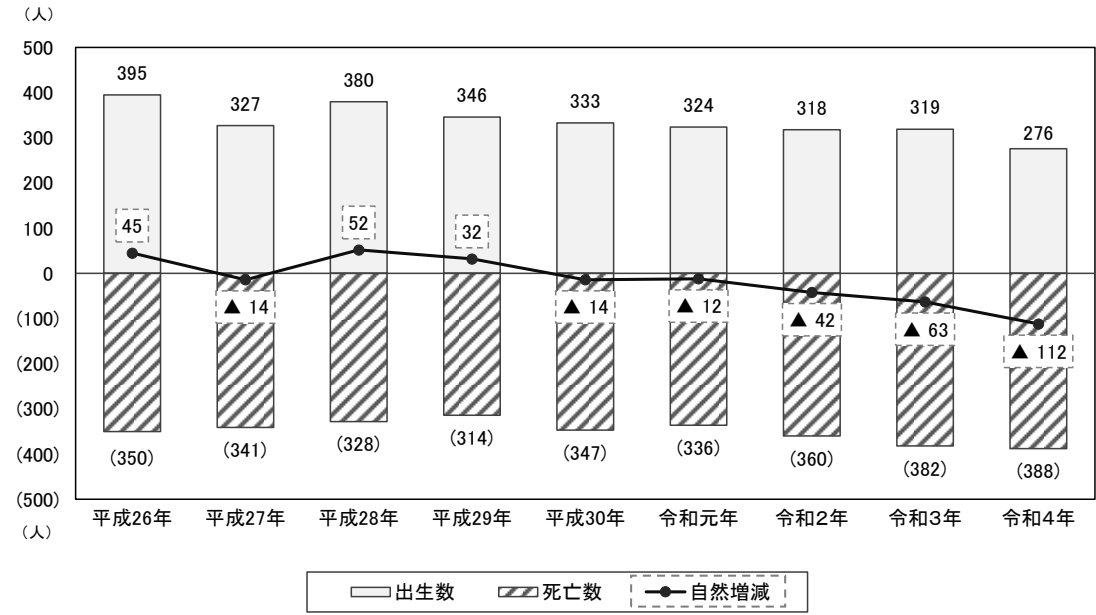
＜社会増減（転入数及び転出数）の推移＞



資料：総務省（人口動態調査）

本町の自然増減をみると、平成 30 年以降、出生数より死亡数が多くなる自然減の状況が続いています。

＜自然増減（出生数及び死亡数）の推移＞



資料：総務省（人口動態調査）

本町の人口動態は、おおむね社会増・自然減の傾向がみられます。

■ 人口増減の推移

単位：人

	実績							
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
社会増減	175	639	421	428	▲ 140	119	47	510
自然増減	▲ 14	52	32	▲ 14	▲ 12	▲ 42	▲ 63	▲ 112
人口増減	161	691	453	414	▲ 152	77	▲ 16	398

資料：総務省（人口動態調査）

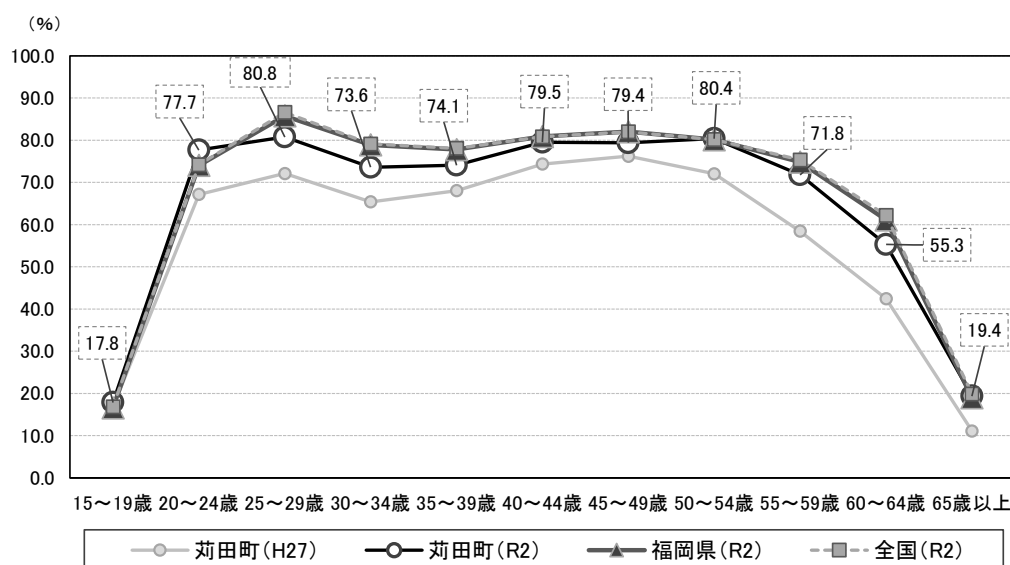
3 就労状況

(1) 男女別就労状況

女性の労働力率は、一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くと言われています。

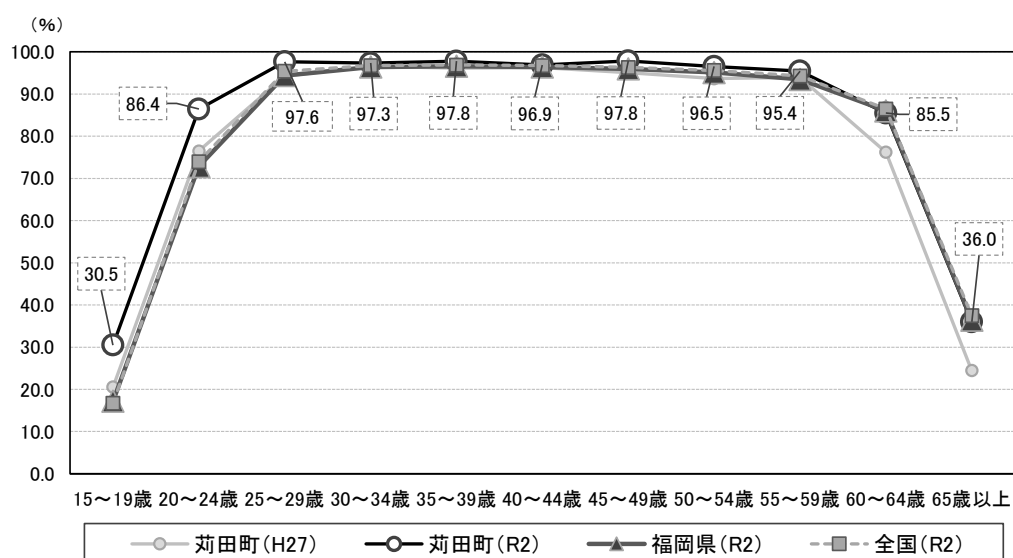
本町（令和2年）の女性の年齢別労働力率は、25歳～49歳までの年齢層では、福岡県及び全国の労働力率を下回っています。特に25～29歳では80.8%（福岡県85.8%、全国86.6%）と低くなっており、働く女性が比較的少ないことが推察されます。

＜女性の年齢別労働力率（平成27年、令和2年、福岡県、全国の比較）＞



本町（令和2年）の男性の年齢別労働力率は、福岡県や全国の割合と同程度または高くなっており、特に、20～24歳では86.4%（福岡県72.8%、全国74.0%）と高くなっています。

＜男性の年齢別労働力率（平成27年、令和2年、福岡県、全国の比較）＞



資料：国勢調査（※数値は苅田町（令和2年）の労働力率）

(2) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数の構成は、三次産業が 55.1%と最も高く、次いで二次産業が 39.3%となっており、福岡県と比べて、本町は二次産業の割合が特に高くなっています。

男女別にみると、男性は特に「製造業」が多く、全従業員の 46.0%を占め、女性は「医療、福祉」が全従業員の 24.3%を占めています。

■ 苅田町男女別、産業別就業者数（令和 2 年）

(人)

		総数	男	女
総数		17,072	10,216	6,856
一次産業	農業、林業	165	114	51
	農業	160	110	50
	林業	5	4	1
	漁業	29	22	7
	一次産業 計	194	136	58
二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	15	13	2
	建設業	903	735	168
	製造業	5,787	4,703	1,084
	二次産業 計	6,705	5,451	1,254
三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	143	131	12
	情報通信業	112	82	30
	運輸業、郵便業	1,110	825	285
	卸売業、小売業	1,908	776	1,132
	金融業、保険業	180	41	139
	不動産業、物品賃貸業	173	95	78
	サービス業	5,293	1,892	3,401
	学術研究、専門・技術サービス業	234	155	79
	宿泊業、飲食サービス業	703	183	520
	生活関連サービス業、娯楽業	435	140	295
	教育・学習支援業	668	250	418
	医療、福祉	2,119	456	1,663
	複合サービス業	75	39	36
	サービス業(その他)	1,059	669	390
	公務(他に分類されるものを除く)	487	326	161
	三次産業 計	9,406	4,168	5,238
構成比	一次産業	1.1%	1.3%	0.8%
	二次産業	39.3%	53.4%	18.3%
	三次産業	55.1%	40.8%	76.4%

(参考) 福岡県男女別、産業別就業者数（令和 2 年）

構成比	一次産業	2.4%	2.7%	2.1%
	二次産業	19.4%	27.1%	10.7%
	三次産業	74.9%	67.1%	83.7%

資料：国勢調査（※総数は分類不能含む）

4 教育・保育施設、小学校等の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

- ・令和6年5月1日現在、本町には私立保育所が8園、小規模保育事業所が1園あります。
- ・子どもの数の減少に伴い、保育所利用児童数は減少しています。
- ・町内から町外の保育所を利用している児童数は、令和元年以降減少していましたが、令和4年に増加に転じ、令和6年5月1日現在では36人となっています。また、町外からの受託児童数は増減を繰り返し、令和6年5月1日現在では12人となっています。

■ 保育所等の状況

単位:人

		令和元年 5月1日	令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日	令和6年 5月1日
善立寺保育園	定員	120	120	120	120	120	120
	在園児数	105	109	109	116	112	104
	入所率	87.5%	90.8%	90.8%	96.7%	93.3%	86.7%
青い鳥保育園	定員	110	110	110	110	110	110
	在園児数	109	103	104	101	101	100
	入所率	99.1%	93.6%	94.5%	91.8%	91.8%	90.9%
青い鳥保育園分園	定員	30	30	30	30	30	30
	在園児数	26	18	20	26	25	26
	入所率	86.7%	60.0%	66.7%	86.7%	83.3%	86.7%
与原保育園	定員	120	120	120	120	120	120
	在園児数	141	141	138	141	139	135
	入所率	117.5%	117.5%	115.0%	117.5%	115.8%	112.5%
与原のびのび保育園 (小規模保育事業所)	定員	-	19	19	19	19	19
	在園児数	-	14	17	21	21	21
	入所率	-	73.7%	89.5%	110.5%	110.5%	110.5%
白川保育園	定員	90	90	90	90	90	90
	在園児数	88	86	75	88	81	72
	入所率	97.8%	95.6%	83.3%	97.8%	90.0%	80.0%
第1ひまわり保育園	定員	90	90	90	90	90	90
	在園児数	97	97	97	93	94	96
	入所率	107.8%	107.8%	107.8%	103.3%	104.4%	106.7%
第2ひまわり保育園	定員	120	120	120	120	120	120
	在園児数	110	117	114	110	115	116
	入所率	91.7%	97.5%	95.0%	91.7%	95.8%	96.7%
若久青い鳥保育園	定員	120	120	120	120	120	90
	在園児数	109	116	111	107	95	89
	入所率	90.8%	96.7%	92.5%	89.2%	79.2%	98.9%
小計	定員	800	819	819	819	819	789
	在園児数	785	801	785	803	783	759
	入所率	98.1%	97.8%	95.8%	98.0%	95.6%	96.2%
町内から町外の保育所を 利用している児童数		30	29	23	25	34	36
町内在住者による 保育所利用児童数 合計		815	830	808	828	817	795
町外からの受託児童		5	12	16	16	11	12

資料：庁内資料

- 本町には私立の幼稚園が4園あります。
- 令和6年5月1日現在、在園児数は432人、町全体の入園率は66.0%となっています。また、町内在住者による幼稚園利用児童数（496人）のうち、およそ9割が町内の幼稚園を利用しています。
- 町内から町外の幼稚園を利用している児童数は減少傾向にあり、令和6年5月1日現在で64人となっています。

■ 幼稚園の状況

単位：人

		令和元年 5月1日	令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日	令和6年 5月1日
苅田第一幼稚園	定員	105	105	105	105	105	105
	在園児数	92	88	86	81	81	80
	入園率	87.6%	83.8%	81.9%	77.1%	77.1%	76.2%
尾倉すみれ幼稚園	定員	80	80	80	80	80	80
	在園児数	75	72	78	70	66	65
	入園率	93.8%	90.0%	97.5%	87.5%	82.5%	81.3%
苅田みどり幼稚園	定員	245	245	245	245	245	180
	在園児数	165	151	139	143	143	134
	入園率	67.3%	61.6%	56.7%	58.4%	58.4%	74.4%
苅田幼稚園	定員	290	290	290	290	290	290
	在園児数	146	154	151	157	152	153
	入園率	50.3%	53.1%	52.1%	54.1%	52.4%	52.8%
小計	定員	720	720	720	720	720	655
	在園児数	478	465	454	451	442	432
	入園率	66.4%	64.6%	63.1%	62.6%	61.4%	66.0%
町内から町外の幼稚園を利用している児童数		84	85	80	90	78	64
町内在住者による幼稚園利用児童数 合計		562	550	534	541	520	496
町外からの受託児童		168	167	179	147	152	120

資料：庁内資料

(2) 小学校・中学校の状況

- ・本町には小学校が6か所と中学校が2か所あります。
- ・小学校児童数は、苅田小学校と馬場小学校では増加傾向にあり、南原小学校・与原小学校では減少傾向にあります。
- ・中学校生徒数は、苅田中学校・新津中学校ともに増加傾向にあります。

■ 小学校の状況

単位:学級、人

		令和元年 5月1日	令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日
苅田小学校	学級数	24	25	24	24	25
	児童数	624	630	636	634	647
馬場小学校	学級数	15	16	18	18	17
	児童数	344	362	375	374	387
南原小学校	学級数	17	18	20	19	19
	児童数	380	374	369	366	341
与原小学校	学級数	28	27	29	27	25
	児童数	725	714	736	716	695
片島小学校	学級数	7	7	6	7	7
	児童数	52	42	41	40	41
白川小学校	学級数	7	7	7	7	7
	児童数	78	78	79	70	72
計	学級数	98	100	104	102	100
	児童数	2,203	2,200	2,236	2,200	2,183

資料：福岡県教育便覧

■ 中学校の状況

単位:学級、人

		令和元年 5月1日	令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日
苅田中学校	学級数	19	18	18	19	21
	児童数	515	508	521	544	574
新津中学校	学級数	15	15	15	15	15
	児童数	396	407	414	431	443
計	学級数	34	33	33	34	36
	児童数	911	915	935	975	1,017

資料：福岡県教育便覧

5 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 地域子ども・子育て支援事業の内容

子どもや子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて取り組む事業は、次の14事業があります。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
3. 妊婦健康診査事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7. 子育て短期支援事業（ショートステイ）（※）
8. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（※）
9. 一時預かり事業
10. 時間外保育事業（延長保育事業）
11. 病児・病後児保育事業
12. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（※）の付いている事業は、本町では実施していません。

(2) 各種事業の実施状況

① 利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者が、身近な場所で、子ども子育て支援事業計画に基づく事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う事業です。

【実施状況】

子育て世代包括支援センターを1か所設置しています。センターに母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊娠中から産後、子育てに関する相談・支援を行っています。令和6年度からはこども家庭センターに名称が変わりました。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要】

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

パンジープラザ内の子育て支援センター、与原保育園、白川保育園の3か所で実施しています。

【対象者】 小学校就学前児童

【実施状況】

地域子育て支援拠点3か所で実施しています。令和4年度及び令和5年度は量の見込みを実績値が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,798	2,720	2,639	3,360	3,300
実績値	1,572	1,364	3,418	3,600	

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

③ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を行う事業です。

【対象者】 妊婦

【実施状況】

母子健康手帳（親子健康手帳）交付件数の減少に伴い、令和4年度までは量の見込みを実績値が下回っていました。令和5年度は量の見込みを実績値が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,719	3,672	3,613	3,567	3,426
実績値	3,647	3,531	3,341	3,657	

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

助産師・保健師が生後4か月までのすべての乳児を全戸訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、フォローが必要な児童・保護者には発育発達を観察及び育児に関する指導助言を行います。

【対象者】 0歳児とその保護者

【実施状況】

令和4年度までは量の見込みを実績値が下回っていました。令和5年度は量の見込みを実績値が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293	288	284	234	222
実績値	254	266	248	290	

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

⑤ 養育支援訪問事業

【事業概要】

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、家事支援の目的でヘルパーを派遣したり、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【対 象 者】 0歳児とその保護者

【実施状況】

ヘルパー派遣については、令和2年度以降1人の実績がありましたが、令和5年度は実績がありませんでした。現在、委託できるヘルパー事業所が1か所しかなく、対象者の要望すべてに対応できない状況です。今後、提供体制についての検討が必要です。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	1	1
実 績 値	1	1	1	0	

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【対 象 者】 0歳児～18歳児

【実施状況】

第2期計画策定時には、事業実施の要望はなく、利用実績もありませんでした。町内には児童養護施設等はありませんが、関係施設と連携を図っています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実 績 値	0	0	0	0	

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

【対 象 者】 0歳児～11歳児（概ね小学生まで）

【実施状況】

現在、本事業は実施していないため、量の見込み、利用実績はありません。利用ニーズと提供体制を把握した上で、事業実施について検討が必要です。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実 績 値	0	0	0	0	

⑧ 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり事業）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【対 象 者】 3歳児～5歳児

【実施状況】

令和4年度までは量の見込みを実績値が大きく下回っていましたが、令和5年度は量の見込みを実績値が上回っています。ニーズの有無や実施についての協議が必要です。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延べ利用人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25,131	24,434	23,703	7,944	7,346
実 績 値	9,855	9,291	8,536	10,509	

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

イ 一時預かり事業（その他、認可保育所等における一時預かり事業）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。公益社団法人にて1か所実施しています。

【対 象 者】 0歳児～5歳児

【実施状況】

令和4年度までは量の見込みを実績値が大きく下回っていましたが、令和5年度に量の見込みを修正してからは大きな乖離はなく、全てのニーズ量を満たすことができます。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延べ利用人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	982	955	926	184	184
実 績 値	151	159	242	156	

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、幼稚園や保育所等において保育を実施する事業です。現在、町内の各園で実施しています。

【対 象 者】 0歳児～5歳児

【実施状況】

各年度、量の見込みと実績値に大きな乖離はありません。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	466	453	439	431	420
実 績 値	409	358	419	438	

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。現在、行橋京都メディカルセンター内の行橋京都病児病後児保育室で対応しています。

【対 象 者】 0歳児～5歳児、1年生～6年生

【実施状況】

令和4年度までは実績値が量の見込みを大きく下回っていましたが、令和5年度に量の見込みを修正しました。なお、令和5年度に利用者数が大きく増加しましたが、対応可能な提供体制は確保できており、量の見込みと実績値に大きな乖離はありません。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：利用人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	395	384	373	590	587
実 績 値	18	22	141	599	

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対 象 者】 1年生～3年生：低学年 4年生～6年生：高学年

【実施状況】

各年度、量の見込みと実績値に大きな乖離はありません。令和6年度は量の見込みを実績値が上回りましたが、対応可能な提供体制は確保できています。また、本町では、放課後子どもひろばとの連携により事業を実施しています。放課後子どもひろばは、令和2年度以降利用者が減少傾向にありましたが、令和6年度に増加しました。

■第2期計画期間における見込量と実績

単位：人/年

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
量の 見込み		低学年	340	340	340	354	360
		高学年	15	15	15	40	60
		計	355	355	355	394	420
実績 値	児放 童課 後 ラ ブ	低学年	309	292	316	332	359
		高学年	5	14	28	37	65
		計	314	306	344	369	424
	放課後子ども ひろば		633	382	336	330	360
	合 計		947	688	680	699	784

※令和5年度に量の見込みを修正しました。

※利用実績：放課後児童クラブは各年度5月1日時点の登録児童数、放課後子どもひろばは各年度4月1日の登録児童数（以下、同様）

6 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

子育て家庭の実態や、子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

2) 調査対象

- ① 就学前児童保護者 … 1,000 件
- ② 小学生児童保護者 … 1,000 件

3) 調査方法

- ① 対象者の保護者に調査を行いました。
- ② 郵送により、調査票の配布・回収を行いました。

4) 調査期間

令和6年1月29日（月）～2月13日（火）

5) 配布及び回収数

	配布数	有効回収数	回収率
① 就学前児童保護者	1,000 件	487 件	48.7%
② 小学生児童保護者	1,000 件	429 件	42.9%
計	2,000 件	916 件	45.8%

※以後、調査内容及び調査結果において、① 就学前児童保護者は「就学前」、② 小学生児童保護者は「小学生」と表記しています。

(2) 調査結果

調査内容の主な項目は以下のとおりです。

1. 住まいの地域、子どもの家族の状況
2. 子育ての環境
3. 保護者の就労状況
4. 定期的な教育・保育事業の利用
5. 地域の子育て支援事業の認知状況・利用状況・利用希望
6. 病気になった時の対応
7. 小学校終了後の放課後の過ごし方
8. 育児と仕事の両立
9. 子どもの日常生活や遊び
10. 子育て全般

1) 住まいの地域、子どもの家族の状況

- ・対象児童が住んでいる地域（小学校区）は、就学前児童では「与原小学校区」が最も多く、小学生児童では「荻田小学校区」が最も多くなっています。
- ・子どもの人数は、就学前児童では1～2人、小学生児童では2～3人の家庭が多くなっています。
- ・調査の回答は主に、「母親」からの回答が多く、「配偶者がいない」が就学前児童で4.7%、小学生児童で9.1%となっています。子育てを主に行っている人は、「父母ともに」「主に母親」が大多数を占めています。

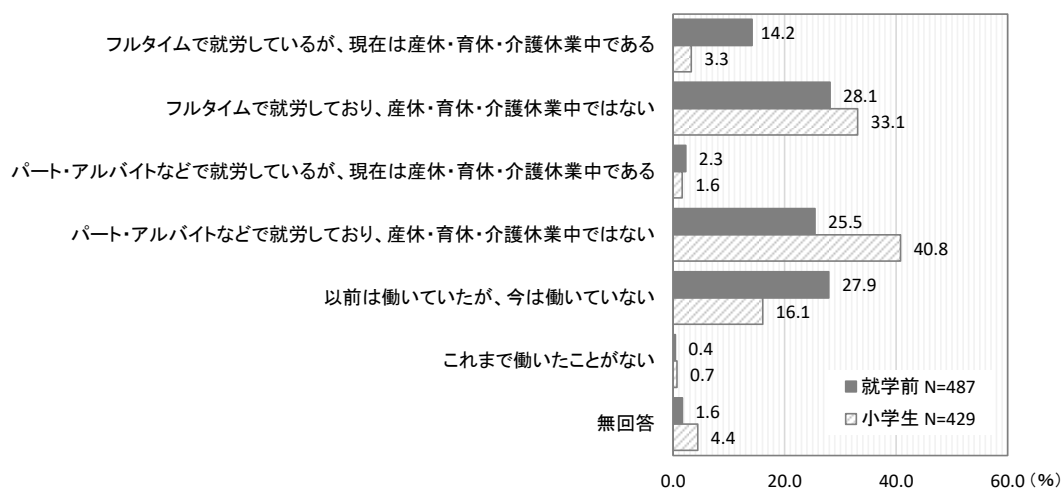
2) 子育ての環境

- ・日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる家庭は（就学前：26.5%、小学生：27.5%）、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる家庭は（就学前：61.0%、小学生：62.0%）となっていますが、その中でも、2割程度の人が祖父母等の身体的負担が大きく心配で、心苦しいという状況があり、これを補完する地域やサービスの支援が必要と考えられます。
- ・子育てについて気軽に相談できる人や場所について「いる／ある」の割合は（就学前：93.2%、小学生：94.6%）となっており、その相談相手は「配偶者」や「祖父母等の家族・親族」「知人・友人」など身近な人を相談相手としていることが多い状況です。一方、「子育て支援センターなどの行政機関や相談窓口」と回答した人の割合は（就学前：8.8%、小学生4.4%）となっており、専門知識が必要な内容やアドバイスなどに対応し、気軽に利用できる相談窓口の周知が必要と考えられます。

3) 保護者の就労状況

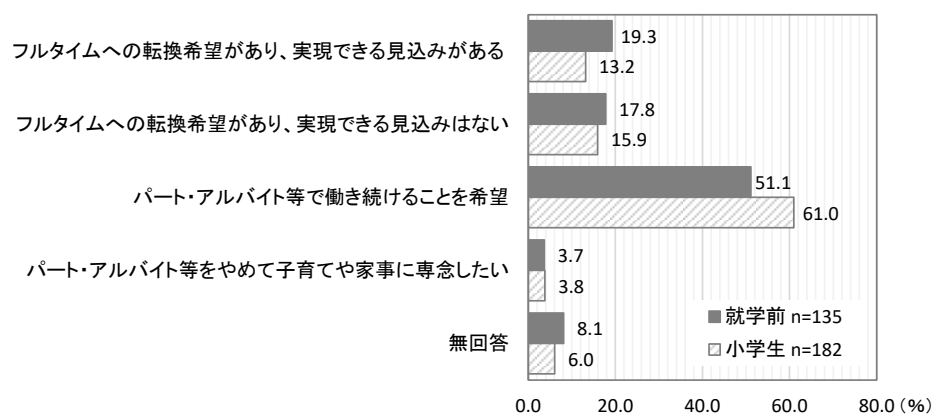
- ・母親の就労状況は「フルタイム」や「パート・アルバイト等」で就労している人が合計で就学前児童では 70.1%、小学生児童では 78.8%みられ、「産休・育休・介護休業中ではない」という回答が多く、また、平成 30 年度調査と比較すると、フルタイムで働く母親が増えています。

<就労状況（母親）>



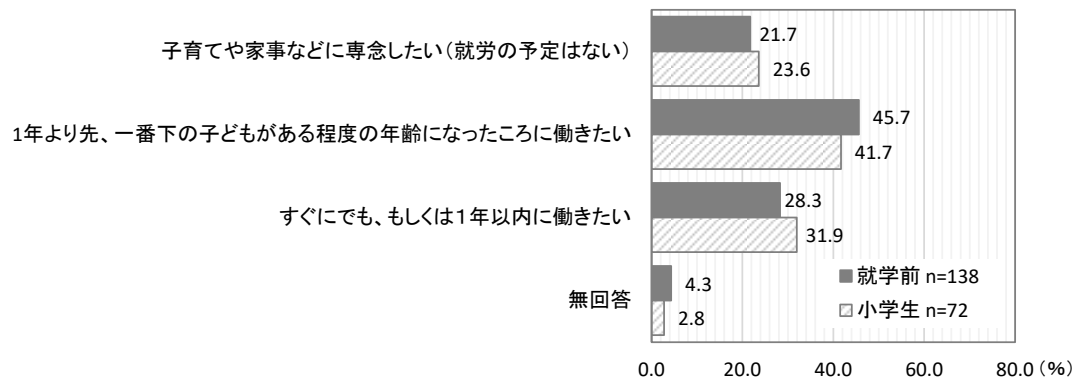
- ・現在パート・アルバイト等で就労している母親の多くが今後も就労を継続することを希望しており、その就労形態は「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」が就学前児童で 51.1%、小学生児童で 61.0%となっています。一方、「フルタイム」で働くことを希望する人は、就学前児童で 37.1%、小学生児童で 29.1%となっています。

<フルタイムへの転換希望（母親）>



- 「以前は働いていたが、今は働いていない」もしくは「これまで働いたことがない」と回答した母親について、今後就労意向がある人は、就学前児童で74.0%、小学生児童で73.6%と多いことがうかがえます。また、その勤務形態は多くの人が「パート・アルバイト等」を希望しており、就労日数としては週3日～5日、1日の就労時間は6時間未満という回答が多くみられます。また、「フルタイム」で働くことを希望する人は就学前児童、小学生児童ともに1割未満となっています。
- 今後、働きながら子育てをする父親や母親が増えることも想定されるため、子育てと仕事を両立するために利用できる制度や労働環境の改善に向けた啓発等の取り組みが必要となります。

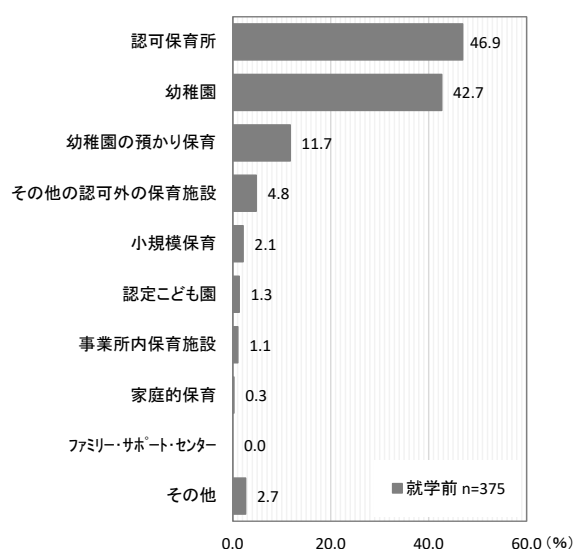
＜現在、働いていない母親の就労意向＞



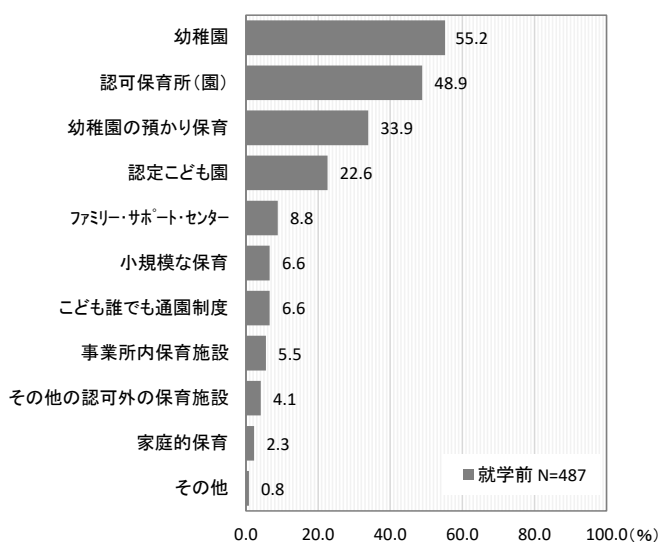
4) 定期的な教育・保育事業の利用

- ・平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」という回答は77.0%で、利用している事業については「認可保育所」(46.9%)、「幼稚園」(42.7%)、「幼稚園の預かり保育」(11.7%)が多くなっています。
- ・今後の定期的な教育・保育事業の利用の意向については「幼稚園」(55.2%)、「認可保育所(園)」(48.9%)、「幼稚園の預かり保育」(33.9%)の順に多くっており、現在の利用状況と比較すると、特に「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」では利用意向の方が高くなっています。

＜平日の定期的な教育・保育事業の利用状況＞
(複数回答)

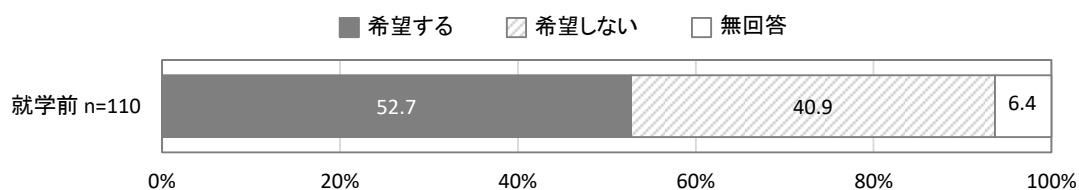


＜定期的に利用したい平日の教育・保育事業＞
(複数回答)



- ・利用したい教育・保育事業のうち、特に認定こども園の利用を強く希望するか尋ねたところ、「希望する」という回答が52.7%と過半数を占めており、需要が見込まれます。

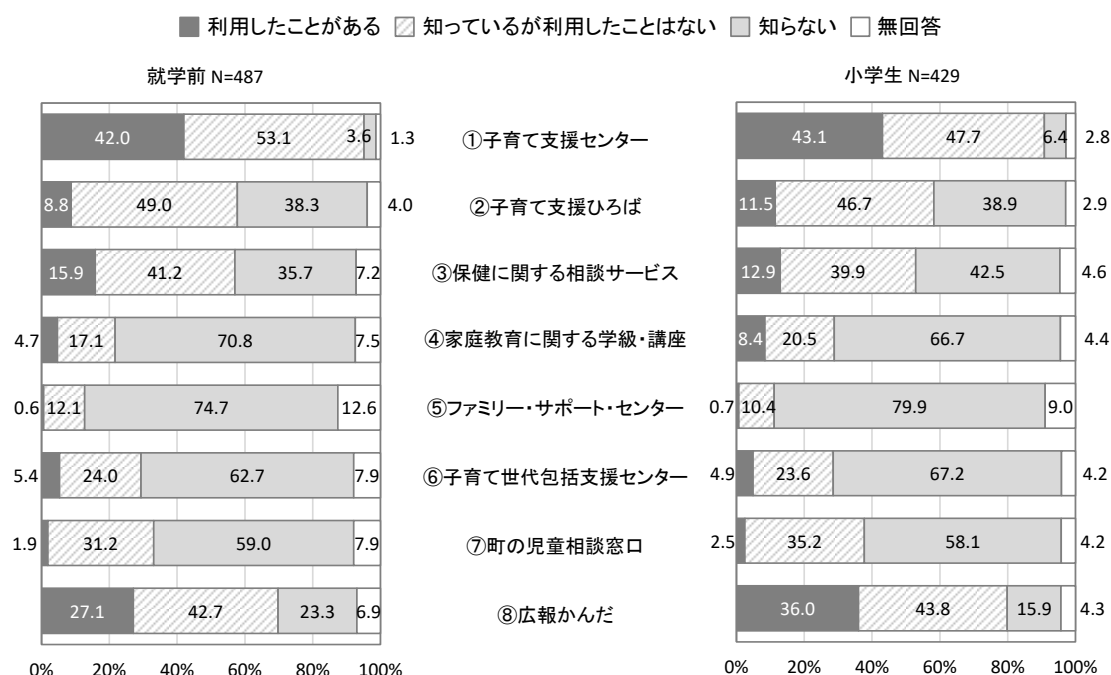
＜認定こども園の利用意向＞



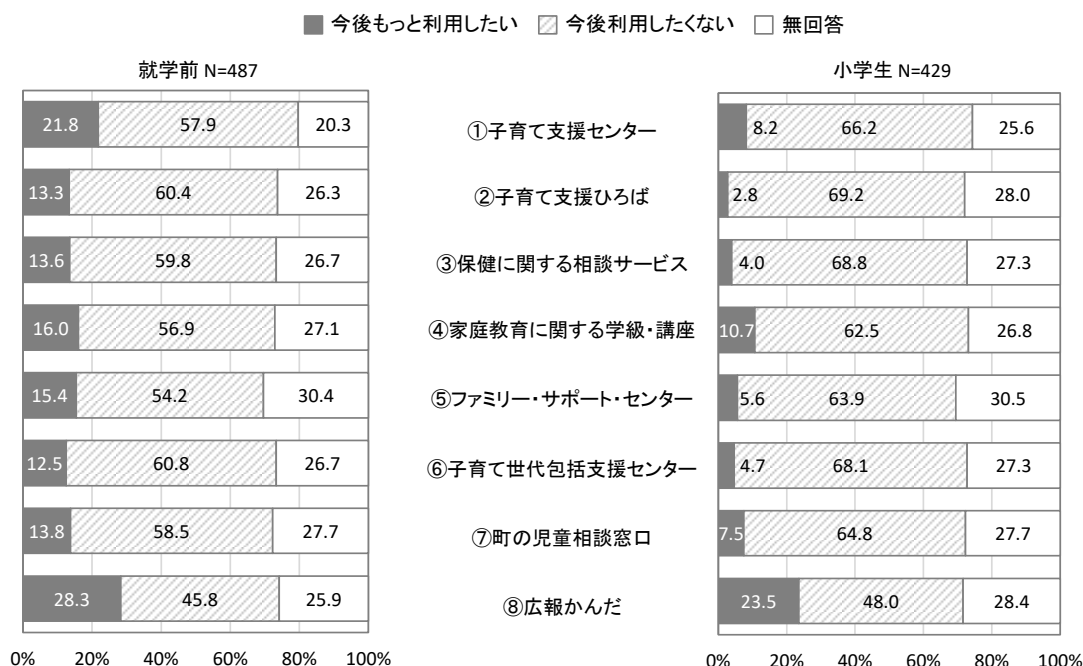
5) 地域の子育て支援事業の認知状況・利用状況・利用希望

- ・就学前児童では、子育て支援事業の中で「利用したことがある」という回答は、①子育て支援センターが最も多くなっていますが、それ以上に「知っているが利用したことはない」という回答が多くなっています。また、利用意向も多くはみられません。
- ・各種事業の認知度は比較的高いものの、利用状況に限られている傾向がみられます。⑧広報かんだについては、他の事業に比べると利用状況、利用意向ともに多くなっているため、町の広報紙等を生かして、事業の周知や情報提供を行う必要があります。

＜地域の支援サービスの認知度と利用率＞



＜地域の支援サービスの利用意向＞



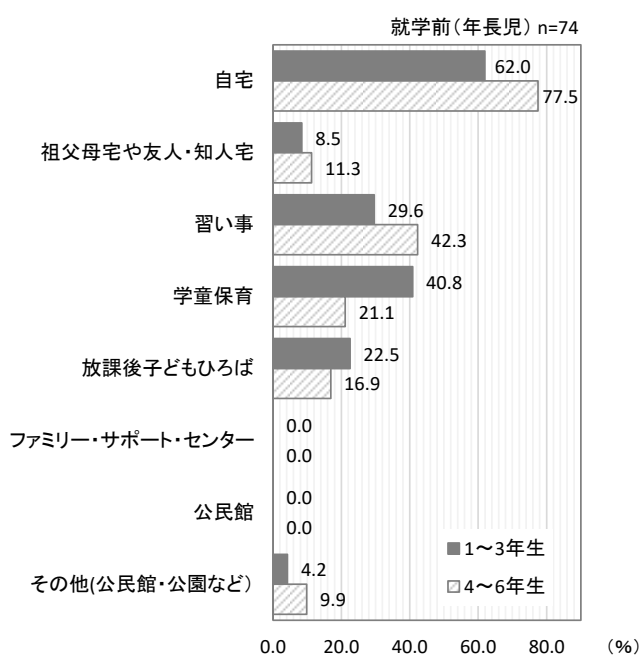
6) 病気になった時の対応

- ・子どもが病気やケガで、平日の定期的な教育・保育事業、学校を休まなければならなかったことが「あった」という回答は就学前児童で 92.3%、小学生児童で 87.9%となっています。その際の対処方法は「母親が休んだ」「父親が休んだ」「親族・知人に看てもらった」が多く、就学前児童でその傾向、日数が多くなっています。
- ・母親または父親が休んで対処した人の病児・病後児保育事業の利用意向は、就学前で 40.0%、小学生児童で 11.5%となっています。

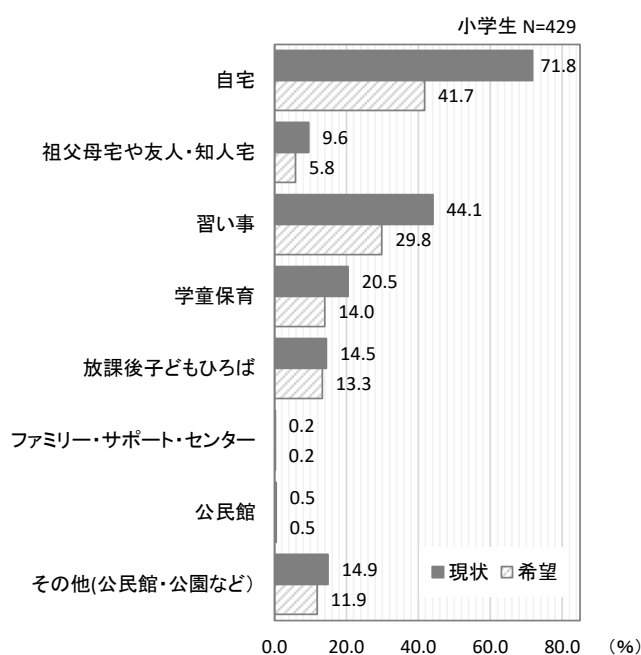
7) 小学校終了後の放課後の過ごし方

- ・小学生児童が放課後の時間に過ごしている場所としては「自宅」が多く、「習い事」「学童保育」「放課後子どもひろば」と続き、放課後の過ごし方の希望についても現状と同様の傾向がみられます。
- ・就学前児童の放課後の過ごし方の希望については、小学校低学年（1～3年生）のうちは「学童保育」の利用意向が 40.8%、高学年（4～6年生）になると 21.1%と減少し、その減少分が「自宅」や「習い事」等へ移行しているものと考えられます。
- ・放課後の過ごし方の意向は、低学年のうちは「学童保育」のニーズが高く、高学年になると「習い事」等のニーズが高くなる傾向がみられます。子どもの視点に立った多様な居場所づくりが必要と考えられます。

<放課後の過ごし方の希望(就学前(年長児))>
(複数回答)



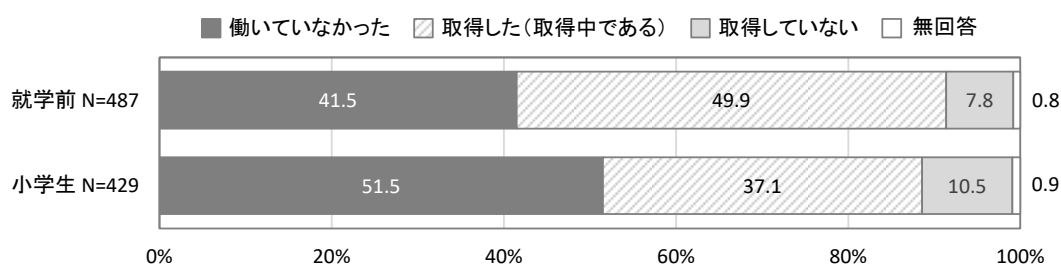
<放課後の過ごし方の現状と希望(小学生)>
(複数回答)



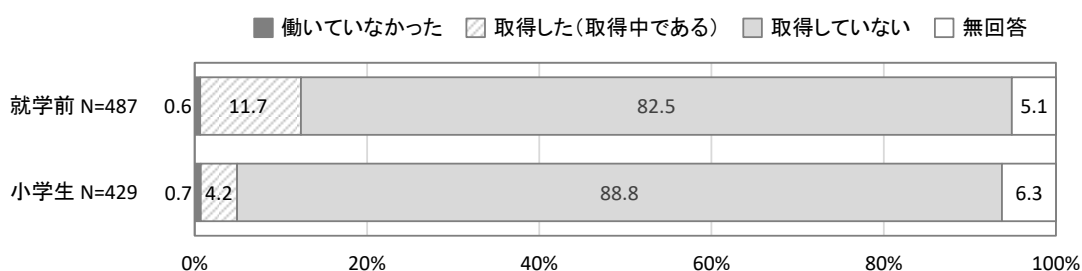
8) 育児と仕事の両立

- ・母親の育児休業制度の取得状況について、就学前児童では「取得した（取得中である）」が 49.9%、小学生児童では「働いていなかった」が 51.5%と最も高くなっています。また、父親の育児休業の取得状況は「取得していない」が 8 割を超えており、取得率は就学前児童で 11.7%、小学生児童で 4.2%となり、母親と父親の育児休業の取得に差がみられます。しかし、平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が就学前児童で 9.4 ポイント増加、小学生児童で 2.4 ポイント増加しており、少しずつですが育児休業を取得する父親は増えてきています。

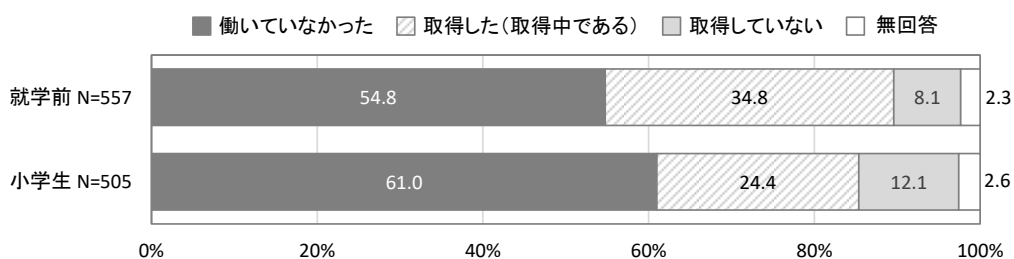
＜育児休業の取得状況（母親）＞



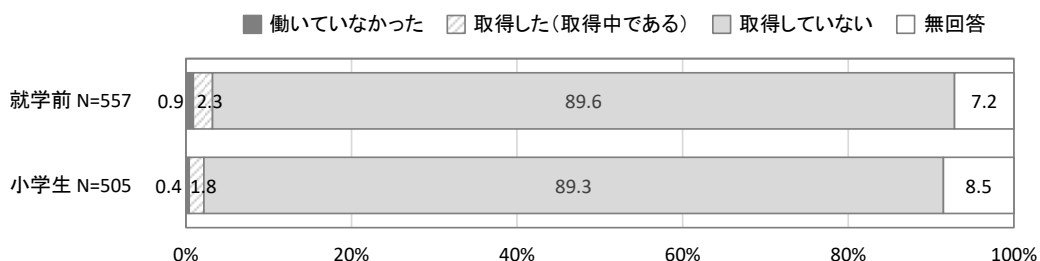
＜育児休業の取得状況（父親）＞



＜育児休業の取得状況（母親）＞（H30 年度）

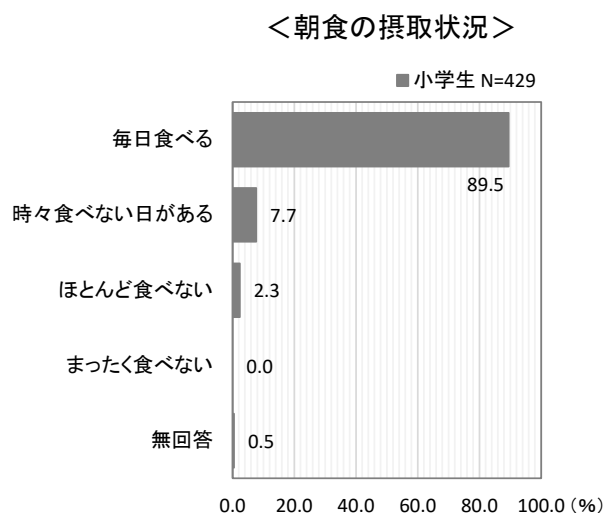


＜育児休業の取得状況（父親）＞（H30 年度）



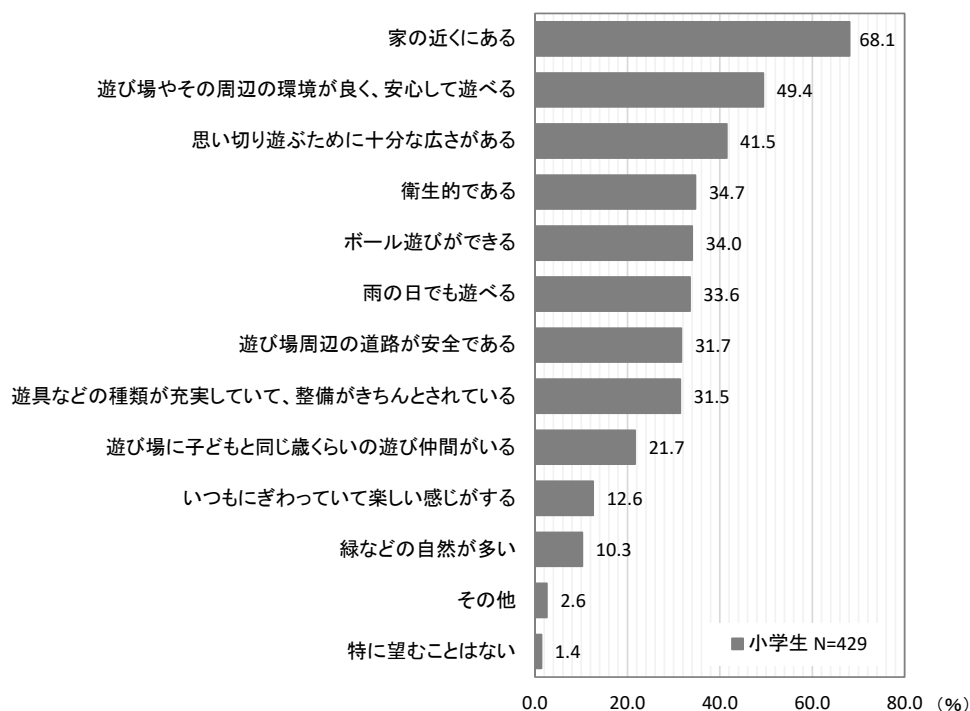
9) 子どもの日常生活や遊び

- 小学生児童の朝食の摂取状況は「毎日食べる」児童が大半を占めていますが、食べない日がある児童（「ほとんど食べない」と「まったく食べない」の計）も10.0%みられます。起床時間は6時半から7時頃、就寝時間は21時から22時が多くなっています。また、テレビの視聴時間とパソコンや携帯電話（スマホ等）等の利用時間は、それぞれ「1時間以上3時間未満」という回答が多くなっています。



- 子どもの遊び場所に望むことは「家の近くにある」「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」という回答が多く、大人の目が行き届き、安心して遊べる場所が求められています。

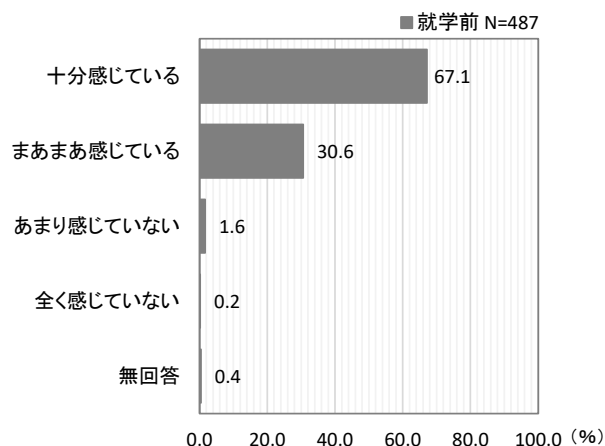
＜子どもの遊び場所に望むこと（複数回答）＞



10) 子育て全般

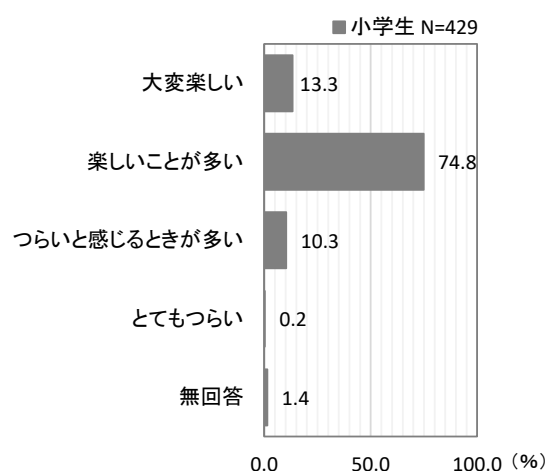
- 就学前児童の保護者の97.7%が「子育てに喜びを感じている」と回答しています。一方で、「子育てに喜びを感じていない」と回答した人もわずかですがみられます。また、多くの喜びを感じられる一方で、不安を抱えることもあるため、相談支援体制の整備や、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流等を行う拠点づくりなど、ニーズに応じた様々な子育て支援策の充実に取り組む必要があります。

＜子育てに喜びを感じているか＞



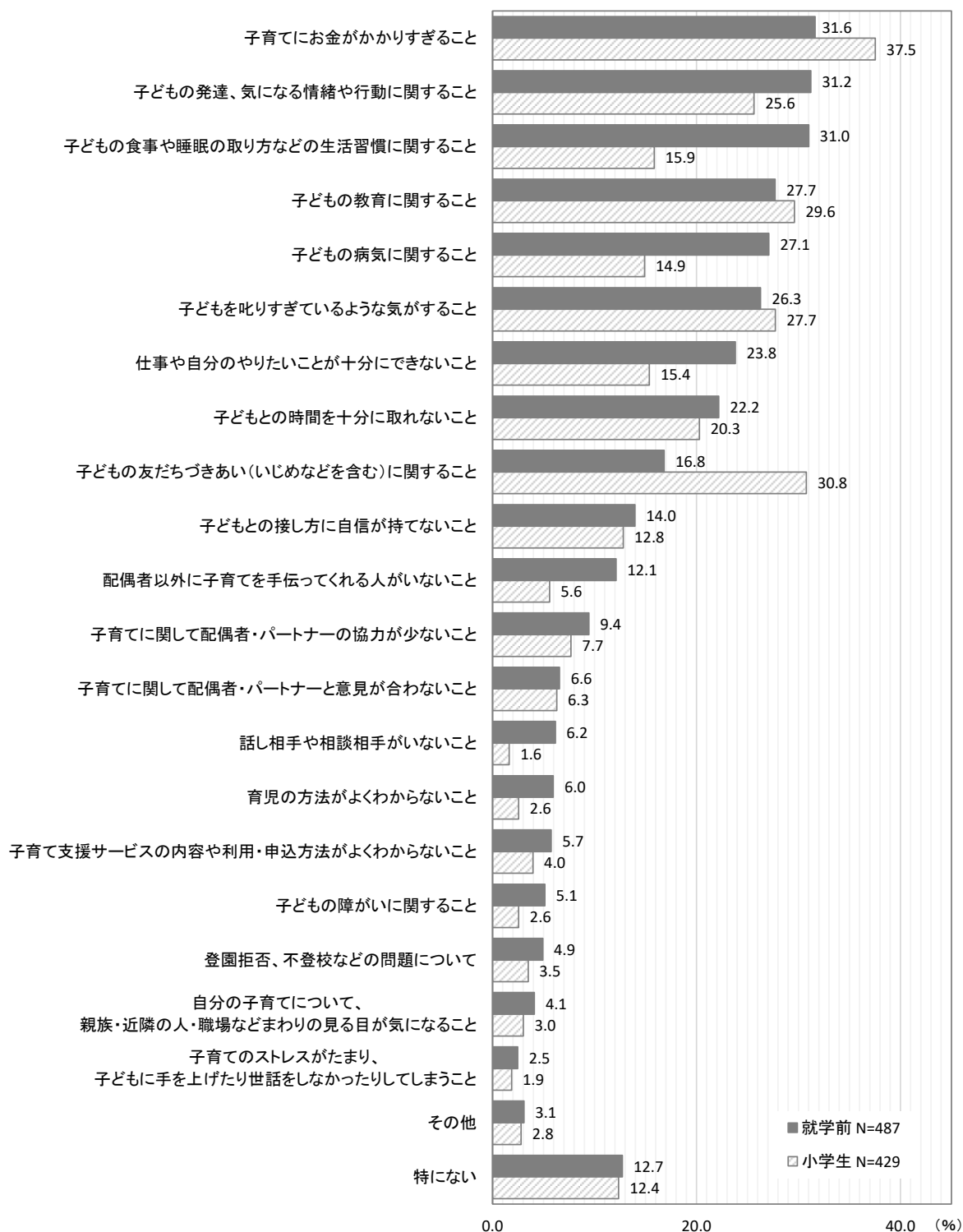
- 小学生児童の保護者の88.1%が「子育てが楽しい」と回答しています。一方で、約1割の人が「つらいと感じるときが多い」と回答しています。こども誰でも通園制度など親の一時的な休息や負担の軽減につながる支援体制の構築が求められます。

＜子育てが楽しいか＞



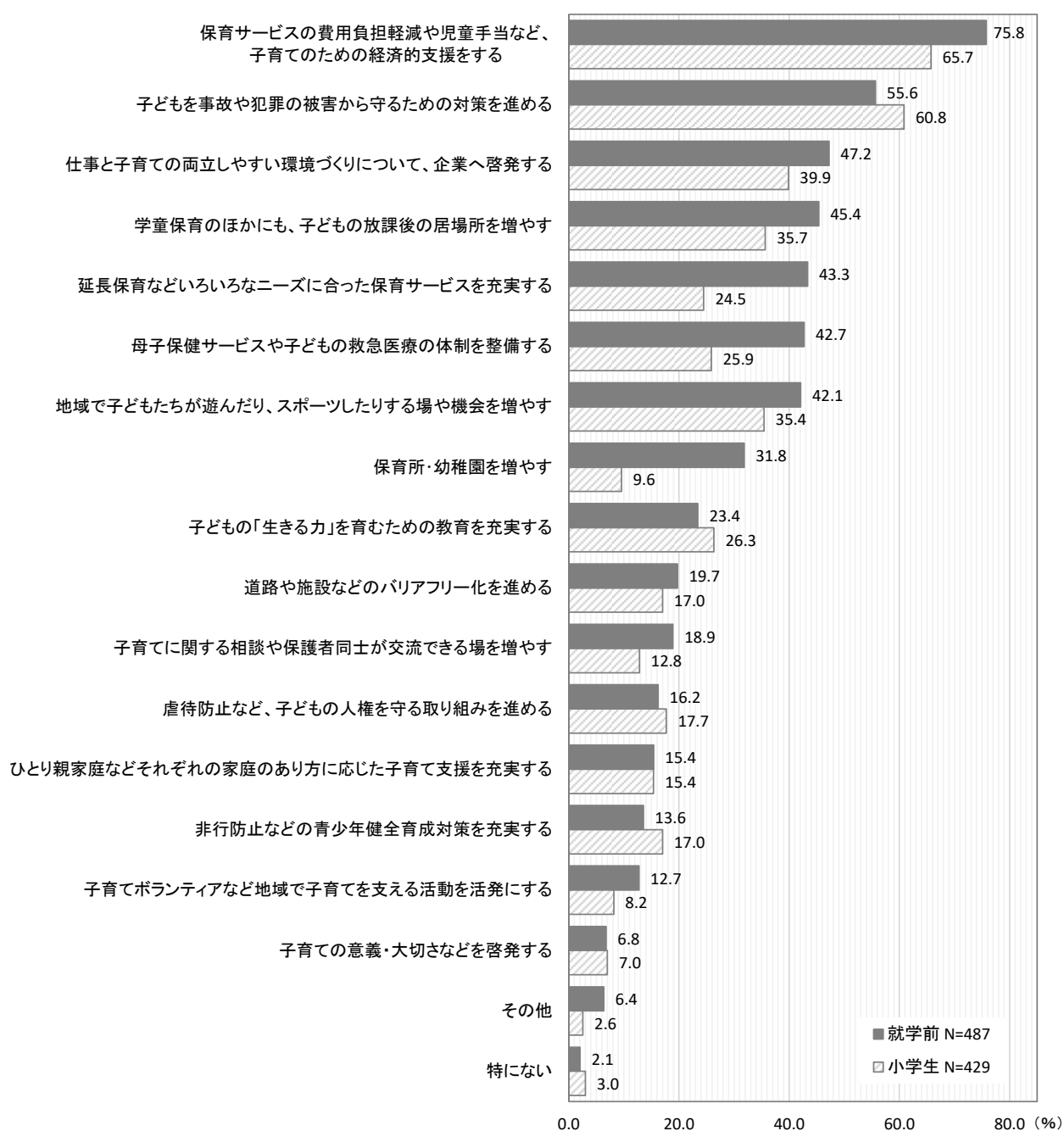
- ・子育てに不安や負担を感じることもある人は、就学前児童の保護者で 73.3%、小学生児童の保護者で 63.7%みられます。また、子育てに関する悩みは、経済的な負担に関する事、子どもの発達や生活習慣、病気に関する事、子どもの教育に関する事など、複数の悩みが複雑に絡み合っている状況がうかがえます。

＜子育てに関する悩み＞



- ・子育てに関して町に期待することは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」という回答が最も多く、経済的支援の検討が必要とされます。次いで、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」など、安全な地域づくりを求める声や、育児休業等を気兼ねなく取得できるよう、制度利用の周知や職場の理解促進に向けた普及啓発など、子育てする保護者が安心して就労できる職場の環境づくりが必要であると考えている人が多いです。

＜子育てに関して町に期待すること（複数回答）＞



7 ヒアリング調査結果の概要

(1) 調査の概要

本町で子ども・子育てに関係する団体から町の現状や課題等をお聴きし、その解決につながる対応策や町に求められる支援策を検討するための基礎調査として、ヒアリング調査を行いました。

【ヒアリング対象団体】

団体名
荇田町民生委員・児童委員協議会
荇田町幼稚園連合会
荇田町子育て支援センター
荇田町保育所連盟

(2) 調査結果

1) 子どもを取り巻く現状・課題について

民生委員・児童委員	● 若い世代が自治会に加入しないため、災害時に情報が把握できない。 ● 核家族化や住民のつながりの希薄化により、子育て世帯が孤立化している。
幼稚園連合会	● 病児病後児保育室を利用する場合、行橋市まで行かなければならず、また、事前予約が必要なため不便だと感じている。 ● 支援が必要な児童が多くなってきている。
保育所連盟	● こども誰でも通園制度については、現状として人材が不足している。 ● 食事をしっかり摂っている子どもが増えたように思う。
子育て支援センター	● 保育施設への入所年齢が3歳前と低くなってきており、0歳児の子育て支援センターの利用が増えてきている。 ● 全体的に、母子の行事参加が多いが、救急救命講座については父親への参加を積極的に呼びかけており、父親の参加者が増えてきている。

2) 子育ての悩み等の相談について

幼稚園連合会	● 定期的な面談と声かけを行っている。 ● 相談内容としては、家庭内のことや、幼稚園内での児童の様子を細かく知りたいなどの相談が多い。
保育所連盟	● 発育の遅れについての相談が増えてきている。 ● 気になる児童がいた場合、保護者との面談を行い、関係機関につなぐ。
子育て支援センター	● 相談内容は、生活リズム、子どもの発達、離乳食など様々である。 ● パンジープラザ内に保健師や助産師が常駐しているため、連携体制が整っている。

3) 地域における子育て支援について

民生委員・児童委員	自治会や子ども会の活動が形骸化してきており、役員の成り手が少ないことや、加入者の減少に歯止めがかからないことなどの問題がある。
幼稚園連合会	これまでは地域で連携して子育てが行われ、異年齢の子どもとの交流があったが、現在は幼稚園、保育所（園）、小学校が別々に動いており、連携があまりとれていない。
保育所連盟	- 地域と子どもたちの交流は、感染症の流行や、食品衛生等の観点から減少している。 - 幼稚園との交流は無いが、他の保育所（園）とは月1回、情報共有を図るため、会議を行っている。
子育て支援センター	新型コロナウイルス感染症が流行する前は、地域の人との交流が頻繁にあった。現在は支援センター利用者と高齢者向けのデイサービス利用者が年に数回交流するのみとなっている。

4) 支援が必要な子どもの状況

民生委員・児童委員	児童虐待の疑いがあっても通告をためらう地域の人が多い。
幼稚園連合会	- 支援が必要な児童がいたとしても、受け入れ先が極めて少ない。 - 臨床心理士の見回りはあるが、家庭を経由せねばならないため、幼稚園から直接連絡をしてつながることができれば良い。
保育所連盟	支援が必要な子どもが増えており、一人で担任を持つことが難しくなっている。
子育て支援センター	0～2歳児で気になる幼児がいた場合は、保健師等に情報を共有している。

5) その他、苅田町の子育て支援策について

民生委員・児童委員	- 子育てガイドブックの普及が必要である。 - 公園が荒れていて、使われていないため整備が必要である。
幼稚園連合会	幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校の連携を継続的に行い、行政、施設、家庭、地域が一体となり、子育てしやすい町になることができるよう、行政に主導してもらいたい。
保育所連盟	園児を受け入れたくても保育士の人材自体が少なくなっている。苅田町では保育士等への就職支援金制度があり助かっているが、園が人材募集をしている事を周知してもらいたい。
子育て支援センター	- 利用者からファミリー・サポート・センター、産前産後ケア、一時預かり、保育園の待機状況等についての問い合わせが増えている。 - 保育コンシェルジュのような人員が常駐し、保育園や支援の情報について相談できると良い。

8 第2期計画の施策の実施状況

第2期計画では5つの基本目標と12の施策を定めています。それに基づく取り組みや事業について、町の担当課や関係課がそれぞれ内部評価を行い、第2期計画の評価検証を行いました。

(1) 第2期計画の施策の評価（総括表）

＜第2期計画の施策の評価（総括表）＞

基本目標	施策	平均点	施策評価	基本目標評価
基本目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちをつくる	1 子ども・子育て家庭にやさしい機運づくり	3.0	B	B
	2 子育てと仕事の両立の推進	4.0	A	
基本目標2 母子の健康と子どもの成長を支える	1 子どもと母親の健康の確保	3.7	B	B
	2 多様な幼児教育・保育事業、子育て支援サービスの充実	3.8	B	
基本目標3 子育て家庭をきめ細かく支える	1 配慮が必要な子どもへの支援	3.8	B	B
	2 児童虐待防止への対応	3.6	B	
	3 生活困窮家庭への対応	3.2	B	
基本目標4 子どもがのびのびと育つまちをつくる	1 子どもの生きる力の育成	3.3	B	B
	2 いじめや不登校への対応	2.8	C	
基本目標5 安心できる子育て環境を地域でつくる	1 子どもの遊び場の確保	3.7	B	C
	2 子ども等の交通安全の確保	3.3	B	
	3 犯罪からの子どもの安全確保	2.8	C	

【評価】（5段階による評価）

A：毎年度、取り組むことができた

B：概ね取り組むことができた

C：あまり取り組むことができなかった

D：ほとんど取り組むことができなかった

E：全く取り組むことができなかった

(2) 第2期計画の実施状況

基本目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちをつくる

施策(1) 子ども・子育て家庭にやさしい機運づくり

取り組みの状況

- ▶ 町のホームページに子育てに関する情報を掲載するとともに、毎月発行される広報かんだで子育て支援の情報発信を行っています。
- ▶ 親子健康手帳交付時のアンケートで妊娠中の受動喫煙防止について、啓発・指導を行っています。

取り組みの評価・課題

- ◆ 令和4年10月から、広報の発行が月1回となり、子育て支援に多くの紙面を割くことが難しくなりました。そのため、ホームページ、LINE、庁舎サイネージ等の媒体を通じて幅広く町民に周知・啓発を行う必要があります。

施策(2) 子育てと仕事の両立の推進

取り組みの状況

- ▶ 育児休業制度や「福岡県子育て応援宣言企業」制度について、町のホームページや人権啓発誌「しおさい」等により周知を行いました。
- ▶ 毎年、女性起業セミナーやエンパワーメント講座を開催し、様々な分野における女性の参画を支援しました。

取り組みの評価・課題

- ◆ 女性の活躍推進優良事業者表彰の募集の際に、企業等に対し好事例等を紹介するなど、新規事業者の増加に向けた取り組みが必要です。
- ◆ 男性の育児参加を促す目的で「たまご学級」を開催しており、父親の参加者が多くいます。今後も、父親の育児参加を推進するため事業の周知やPRを充実していきます。

基本目標2 母子の健康と子どもの成長を支える

施策（１）子どもと母親の健康の確保
取り組みの状況
▶ 親子健康手帳交付時に、町の妊娠中から出産後までの母子保健事業について、一覧表を作成し、説明を行いました。 ▶ 喫煙・飲酒について親子健康手帳発行・赤ちゃん訪問・乳幼児健診等の母子保健事業時に啓発や指導を行いました。 ▶ 子どもと保護者に対して、歯科健診、ブラッシング指導等を行いました。 ▶ 令和6年度より母子保健事業や子育て情報をまとめた『子育てガイドブック』を作成し、親子健康手帳交付時に配布しています。
取り組みの評価・課題
◆ 乳幼児健康診査は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診率が低下していましたが、徐々に受診率の向上がみられます。今後も受診率の維持・向上のために案内をしていきます。 ◆ 親と子どもの歯の健診事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年度から令和4年度は、中止になりました。令和5年度から再開していますが、新型コロナウイルス感染症流行前の参加者数よりは、少なくなっています。 ◆ 令和6年度より「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の2か所を統合し、「こども家庭センター」となったため、今後はこども家庭センターの周知が必要です。

施策（２）多様な幼児教育・保育事業、子育て支援サービスの充実
取り組みの状況
▶ 出産後2か月から4か月健診前までの間に助産師・保健師が全戸訪問を行い、乳幼児健診や予防接種等の説明及び受診勧奨を実施しました。 ▶ 令和2年度に小規模保育施設が開設され、保育所の利用を希望する0～2歳児の受け入れが可能になりました。 ▶ 子育て支援センター、与原保育園、白川保育園の3か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、親子の交流や情報提供等を行いました。 ▶ 保育士を確保するため、町独自事業として、就職支援金の支給や処遇改善補助金の交付を行いました。
取り組みの評価・課題
◆ 町内には、現在、認定こども園は設置されていません。認定こども園の整備について今後検討する必要があります。 ◆ 子育てに関する情報等について、子育て世代にはデジタルでの配信が効果的だと考えられるため、より一層のホームページの充実、LINE、母子手帳アプリを用いての配信、及び、オンライン申請の拡充を図る必要があります。

基本目標3 子育て家庭をきめ細かく支える

施策（１）配慮が必要な子どもへの支援	
取り組みの状況	
▶ 乳幼児健診や幼稚園・保育園巡回相談等で発達に何らかの課題のある子どもに対して、早期に適切な支援を受けることができるよう、療育機関につなぐ等の支援を行っています。 ▶ 乳幼児健診や保育園・幼稚園巡回相談の際に、希望する保護者には、心理士との個別面談を実施しています。	
取り組みの評価・課題	
◆ 苅田町の相談件数は、年々増加傾向にあります。相談後、継続的に支援する人材（臨床心理士、言語聴覚士等）の確保が課題となっています。 ◆ 障がいのある児童等を受け入れるため、保育士等を加配した保育園に対して人件費の補助を行いました。しかし、支援が必要な児童は増える一方、対応する保育士が見つからない状況です。保育士の確保や加配職員の拡充等を検討していく必要があります。	
施策（２）児童虐待防止への対応	
取り組みの状況	
▶ 月１回、要保護児童対策地域協議会を開き、各関係機関と支援対象家庭の状況を把握し、対応を検討しています。 ▶ 令和３年度に民生委員・児童委員を対象に「児童虐待防止について」というテーマで研修会を実施しました。	
取り組みの評価・課題	
◆ 児童虐待に対する住民の意識も年々高まってきていることから、最近では、「面前ＤＶ」も心理的な虐待として、通報件数が増加してきています。住民の意識を高めるため、虐待防止に関する広報や周知を定期的に行う必要があります。	
施策（３）生活困窮家庭への対応	
取り組みの状況	
▶ 民生委員・児童委員と連携し、ひとり親家庭だけでなく生活困窮世帯の相談・支援に取り組みました。 ▶ ボランティア団体が運営する子ども食堂の支援として、会場の提供や情報提供等の支援を行いました。 ▶ 就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を実施している「困りごと相談室」の連絡先を、広報かんだで周知しました。	
取り組みの評価・課題	
◆ 今後も関係機関と連携をとりながら支援が必要な人を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する必要があります。	

基本目標 4 子どもがのびのびと育つまちをつくる

施策（１）子どもの生きる力の育成
取り組みの状況
▶ 放課後子どもひろばやスポーツ体験教室を開催するなど、子どもが多くの人と関わりながら体験を積み重ねることで、生きる力を育めるきっかけづくりを行いました。 ▶ 家庭における教育力向上のため、親同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動を行う家庭教育学級は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの学校のPTAで実施が見送られ、５類に移行した後も増えていません。 ▶ 食育推進事業の一環として、小学生を対象に調理実習を行っています。令和２年度から令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送りましたが、令和５年度から再開しました。 ▶ 児童・生徒が人権の意義・内容や重要性について理解するため、道徳科だけでなく、全教科を通じて積極的に人権教育を推進し、変化する時代に対応した人権教育の充実を目指しました。 ▶ 中学校へ様々な職種の職業人が集まり、職業説明会を行う「夢授業」を令和５年度に実施しました。
取り組みの評価・課題
◆ 家庭教育学級は、今後、公民館講座で家庭教育に関する講座の開催を検討します。 ◆ アジャタは苅田町のスポーツイベントとして定着している半面、アジャタ以外のニュースポーツを広く周知することで、児童・生徒の選択肢を広げ、自分に合ったスポーツを実施することで、運動習慣を定着させることが求められます。 ◆ 放課後子どもひろば事業の参加者数は毎年増加していますが、地域ボランティアの参加が減少し支援員の確保が困難となっています。
施策（２）いじめや不登校への対応
取り組みの状況
▶ 悩みのある児童や保護者が相談できるよう、教育委員会に「教育相談室」を設置し、指導主事による相談業務を実施しています。 ▶ スクールカウンセラーを各小学校・中学校へ派遣し、希望する児童・生徒の心理相談業務を実施しています。また、要請に応じて、スクールソーシャルワーカーによる支援を必要とする児童・生徒、保護者との面接を実施しています。 ▶ 適応指導教室「すみれ教室」に指導員を配置し、指導主事による学校訪問や面談により不登校の子どもへの復学支援を行っています。
取り組みの評価・課題
◆ 個々の児童・生徒の状況に応じた支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・関係機関との連携、アウトリーチ機能の強化による教育相談体制等を進めることが重要です。

基本目標 5 安心できる子育て環境を地域でつくる

施策（１）子どもの遊び場の確保
取り組みの状況
▶ 小・中学校の校庭・体育館を開放し、子どもたちの放課後の遊び場や地域のスポーツ活動の場として提供しました。 ▶ 町内の公園について、子どもたちの安全確認を遮る樹木の管理を行い、見通しの良い公園づくりに努めています。
取り組みの評価・課題
◆ 学校施設開放事業が広く周知されたことで利用者が増えています。一方で急な予約の対応等、学校の負担が大きくなっています。また同じ利用者が団体名を変えて使用する等の問題が生じています。今後は有料化を含め対応を検討する必要があります。
施策（２）子ども等の交通安全の確保
取り組みの状況
▶ 通学路の点検を学校と連携して実施し、危険個所の把握に努めています。また、この点検による危険個所資料を基に、警察、国県町道路管理者、町危機管理室、学校等の関係者とともに実地確認し、改善しました。 ▶ 自治会が設置する防犯灯の設置費の補助、及び光熱費を補助するとともに、町が所有する防犯灯を適正に管理しています。
取り組みの評価・課題
◆ 地域の道路や歩道の新設、改修の際には誰もが快適に活用できるよう、可能な限り、整備基準を満たした道路環境の整備を行うことができています。今後も可能な限りユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した整備を継続する必要があります。
施策（３）犯罪からの子どもの安全確保
取り組みの状況
▶ 防犯指導員及び町民会議と連携して、児童の下校時にあわせた青色防犯パトロールを実施しています。 ▶ 不審者や変質者からの緊急避難場所として「子ども 110 番」を広く周知し、協力家庭に「子ども 110 番の家」のステッカーを配布しました。 ▶ 防犯指導員と連携して、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、夜間パトロールを実施しました。
取り組みの評価・課題
◆ 実施している子どもの安全対策に関する施策については、子どもの命と安全を守るために必要な事業であり、継続的に実施することが必要だと考えています。また、継続的に活動していくためには、より一層の地域の協力が必要です。

9 子ども・子育て支援の主要な課題

基礎的な統計資料や各種調査、第2期計画の実施状況等から、本町の子ども・子育て支援の主要な課題を次のように整理します。

課題1 子ども・子育てについての相談支援の充実

全国的に少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むなか、本町においても同様の傾向がみられます。このような傾向は、妊娠や出産、子育てに関わる保護者の孤独感や負担感を増長させることにもつながります。

本町の地域子育て支援センターの利用者数は増加傾向にあり、ニーズ調査からも、子どもの教育や育児、子どもを叱りすぎていることなどに悩む保護者もみられます。また、子育てのストレスがたまり、子どもへの暴力や育児放棄をしてしまうと回答した保護者もみられます。子どもの人権を守るといった観点からも、出産や子育てによって感じる孤独や不安の軽減・解消が重要であり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援の充実が一層求められます。

また、本町はこれまで妊産婦や子ども、子育て世帯に対する相談や支援について「子育て世代包括支援センター（母子保健）」及び「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が行っていましたが、令和4年6月施行の児童福祉法の改正に伴い、2か所を統合し新たに「こども家庭センター」として事業を行っています。今後、こども家庭センターとしての機能強化と利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用促進に向けた広報・啓発が必要です。

課題2 多様な教育・保育施設の充実

本町の女性の就業率は向上しており、ニーズ調査からも、就労している母親が7～8割と多い状況です。また、子どもの成長後、就労の希望のある保護者もいることから、今後も保育・教育ニーズは増えていくことが予測されます。

保護者の就労形態やニーズに合わせた対応が求められていることから、延長保育や病児・病後児保育事業、預かり保育等の事業の充実、さらには「こども誰でも通園制度」の実施など多様な教育・保育の提供体制の確保が必要です。

課題3 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

本町のひとり親世帯数は年々増加しています。ひとり親家庭は、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになり、子育てや経済等に関する問題が生じやすくなります。ニーズ調査からも、経済的負担に悩む保護者が多くみられます。経済的支援が必要な家庭は、様々な福祉課題が複雑に絡み合っていることが多く、子ども・子育てに関する経済的支援とともに、医療・福祉・教育等の関係者が連携・協力しながら支援していく必要があります。

障がいのある児童については、団体ヒアリングから、受け入れ先が少ないことが指摘されています。保育所（園）・幼稚園・学校等の地域社会への参加・包容の推進や合理的配慮について、より一層の普及啓発が必要です。一方で、受け入れる保育所等の人材不足に対する支援及び障がいのある児童に関わる人材の育成が一層求められます。

発達に不安があり、支援が必要な保育所（園）・幼稚園等の在籍児については、児童発達支援事業所等と連携しながら併行通園のありようを探るとともに、早期療育や保護者支援の推進が求められます。

課題4 地域子ども・子育て支援事業の周知

ニーズ調査によると、子育て支援センター、子育て支援ひろば、保健に関する相談サービスは、認知度が高いものの利用意向が低くなっています。また、家庭教育に関する学級・講座、ファミリー・サポート・センター、町の児童相談窓口は、内容を知らない割合が高い一方で、利用の意向がみられます。広報かんだについては、他の事業に比べると利用状況、利用意向ともに多くなっているため、町の広報紙等を生かして、事業の周知や情報提供を行う必要があります。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

本町の女性の労働力率の上昇とともに、母親の育児休業取得率も上昇しています。父親の育児休業の取得率も増えてきていますが依然として低い状況です。また、母親も経済的な事情から希望より早く職場復帰している人がいます。子育てを父母ともに行うのは全体の約5～6割となっていますが、母親のみを含めると全体のおよそ10割を占め、依然として母親が育児を担う役割が大きいことが推察されます。

今後は、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる社会の実現に向け、保護者の多様なニーズに対応した柔軟な教育・保育サービスや企業の就労環境の改善が求められます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

計画を推進するにあたり、子どもの権利条約等の精神を尊重して、全ての子どもの権利を保障し、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる環境づくりが求められています。

第2期計画では、『子どもにやさしい 子育てにやさしいまち かんだ』を基本理念として、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行ってきました。第3期計画においてもこの考え方や視点を継承するとともに、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」や「第5次苅田町総合計画」、「第3次苅田町地域福祉計画」の考え方を踏まえ、第3期計画の基本理念を設定します。

第5次苅田町総合計画の子ども・子育てに関する考え方

将来都市像 『「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 苅田』

施策 3-1 子ども・子育て支援の充実

◆施策の目指す姿：安心して子育てができる環境が整っている。

第3次苅田町地域福祉計画の考え方

基本理念 『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』

基本理念の考え方

苅田町に住む住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、行政、地域住民、自治会、ボランティアや福祉サービス提供者などが協働して地域福祉を推進し、年齢や障がいの有無に関係なく安全・安心に過ごすことのできる苅田町を目指します。

第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画 基本理念

子どもが輝き 安心して子育てができるまち かんだ

2 基本目標と取組方針

(1) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、「第5次苅田町総合計画」や「第2期苅田町子ども・子育て支援事業計画」の施策等を踏まえながら、基本目標を次のように設定し、子ども・子育て支援に取り組みます。

基本目標1 子どもと親の健やかな育ちを支える

妊娠期から子育て期に至るまで、子どもと親が健やかな生活を送れるよう、健康づくりを推進します。また、子育ての不安を軽減するための相談支援や子育てに関する情報提供の充実に取り組みます。

基本目標2 多様な教育・保育の充実

全ての子どもに質の高い教育・保育事業が行き届くよう、事業の拡充や保育士等の人材確保及び質の向上に取り組みます。また、学校・保護者・地域が一体となって子どもの生きる力を育む教育を推進し、いじめや不登校に適切に対応しながら、子どもがのびのびと育つまちづくりを進めます。

基本目標3 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

配慮の必要な子ども・家庭の早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携して切れ目のない総合的な支援を推進します。また、子どもたちが生まれ育った環境や境遇によって、将来の夢を諦めることなく成長していけるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、配慮の必要な子ども・子育て家庭を温かく見守り支えるまちをめざします。

基本目標4 子ども・子育て家庭を地域全体で見守り支える

町全体で子どもが愛され、子育て家庭をあたたかい目で見守り支え、子育てと仕事の両立を可能とするまちづくりを推進します。

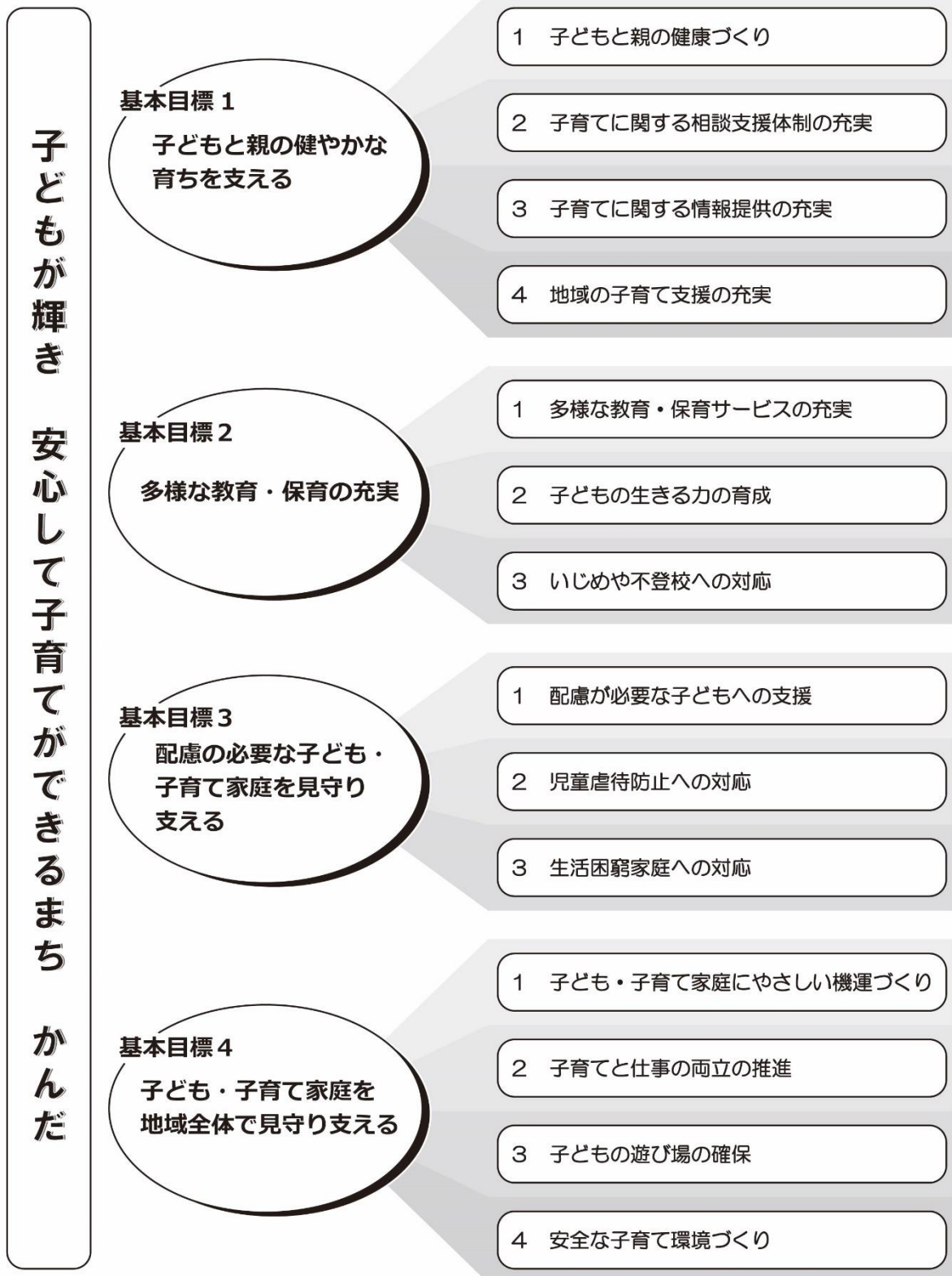
また、子どもが元気よく遊べる空間を確保し、子ども・子育て家庭を交通事故や犯罪等から守り、町全体で安心して子育てできる環境をつくります。

(2) 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】



第4章 施策の展開

基本目標1 子どもと親の健やかな育ちを支える

施策1 子どもと親の健康づくり

産前から出産、子育て期に至るまで、子どもと親が健康的な生活が送れるように環境を整備するとともに、各種健康診査等を実施し、必要時には関係機関と連携を図ることで、早期支援へとつなげます。

取り組み		内 容	担当課・室
①	親子健康手帳 (母子健康手帳)の交付	◇ 親子健康手帳交付時に各種母子保健事業について説明し、妊娠時や出産後にスムーズに母子保健事業に参加出来るように努めます。	総合保健福祉センター
②	妊婦健康診査	◇ 妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握や検査・計測、保健指導を実施します。 ◇ 里帰り出産の状況について把握し、妊婦健診が滞りなく受けられるように支援します。	総合保健福祉センター
③	乳幼児健康診査	◇ 乳幼児の健全な発達を促進するために、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児に健診を行います。 ◇ 未受診者対策に力を入れ、受診率の向上を目指します。 ◇ 健診後にフォローが必要な児については、随時、保護者と連携を図りながら、サポートします。	総合保健福祉センター
④	妊婦の疾病の早期発見・早期治療	◇ 親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に妊婦へのアンケートを実施します。 ◇ 継続した支援が必要な場合は、乳幼児健診等の機会を逃さずに関わりを継続します。	総合保健福祉センター
⑤	5歳児健康診査	◇ 5歳児を対象にした集団健診を行い、心身の状況を把握するとともに、配慮が必要な子どもの早期発見・予防などの対応ができるよう体制を整備します。	総合保健福祉センター
⑥	妊娠・出産期における情報提供	◇ 親子健康手帳の交付時に「子育てガイドブック」を配布します。	総合保健福祉センター

取り組み		内 容	担当課・室
⑦	全戸訪問事業	◇ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 ◇ 2子目以降の出産、多忙・転出等の理由で訪問を希望しない場合も含め、全戸に訪問が出来るように積極的に関わっていきます。	総合保健福祉センター
⑧	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	◇ 親子健康手帳交付、赤ちゃん訪問・乳幼児健診時に啓発・指導を行います。	総合保健福祉センター
⑨	こども家庭センター利用促進	◇ 妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供などを行うこども家庭センターが活用されるように周知を行い、利用促進を図ります。	総合保健福祉センター
⑩	産後ケア事業	◇ 出産後、育児や体調に不安がある方を対象に、産科の医療機関や助産院などで支援を行います。 ◇ 親子健康手帳交付時などに制度の周知を行い、利用しやすい環境を整えます。	総合保健福祉センター
⑪	赤ちゃん相談・離乳食講座	◇ 1歳までの乳児を対象に、体重・身長計測を行い、同時に育児・栄養相談、離乳食の試食などを実施します。	総合保健福祉センター
⑫	親と子どもの歯の健診	◇ 子どもと保護者に対して、歯科健診、ブラッシング指導等を行います。 ◇ 親子で歯科保健について考える機会になるよう事業のPRに努め、推進を図ります。	総合保健福祉センター
⑬	かかりつけ医の推進	◇ 町内における小児科を把握し、健診や相談等がかかりつけ医を持つことのメリットを説明します。	総合保健福祉センター
⑭	小児救急医療体制の充実	◇ 救急医療体制について、各種母子保健事業等でPRを行います。	総合保健福祉センター
⑮	小児医療電話相談の周知	◇ 子どもの急な病気、ケガに関する相談に対し、経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医がアドバイスする「小児救急医療電話相談」（平日夜間・休日受付）を周知します。	総合保健福祉センター (県事業)

施策2 子育てに関する相談支援体制の充実

令和6年度から「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を実施しています。今後も、こども家庭センターが中心となり、妊産婦へのきめ細かな相談支援・助言等を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実を図ります。

取り組み		内 容	担当課・室
①	こども家庭センターの体制整備	◇ 母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うための体制を強化します。	総合保健福祉センター
②	妊婦等包括相談支援事業	◇ 妊娠届出時、妊娠8か月前後、出産後に面談を実施し、妊娠届出時から出産後まで、切れ目のない相談支援を行います。	総合保健福祉センター
③	障がい児相談支援	◇ 障がい児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉課
④	福岡県難病相談支援センターの周知	◇ 小児慢性特定疾病患者とその家族に向けて、子どもの自立や成長支援等、ライフステージに応じた相談・支援などを行う難病相談支援センターの周知を行います。	福祉課 (県事業)

施策3 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

取り組み		内 容	担当課・室
①	「さくらんぼ通信」の発行	◇ 子育てに関する情報を掲載した「さくらんぼ通信」を発行し、全戸訪問時に配布します。	子育て・健康課
②	子育てガイドブックの作成	◇ 子育てに関する情報を集約した子育てガイドブックを作成し、役場窓口等で配布します。	子育て・健康課
③	町のホームページやSNSを活用した情報提供	◇ ホームページ、母子手帳アプリ「Kan だっこ」、LINEを通じて、子育てに関する手続きや事業等の情報を提供します。	子育て・健康課

施策4 地域の子育て支援の充実

地域の資源や人材を活かした、子育て支援に取り組みます。

取り組み	内 容	担当課・室
① 家庭支援事業	◇ 子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子どもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等の実施を検討します。	総合保健福祉センター
② 家庭教育学級の開催	◇ 保護者が家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもへの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の共通の問題を一定期間にわたって、計画的に学習する家庭教育学級を公民館で開催します。	生涯学習課
③ 家庭教育支援の推進	◇ 地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供等を行います。	学校教育課
④ ブックスタート事業	◇ 乳幼児健診（4か月児）時に、赤ちゃんと保護者を対象に絵本の読み聞かせや年齢に合った絵本の手渡しなどを行います。	子育て・健康課
⑤ 放課後子どもひろば事業の実施（再掲）	◇ 各小学校において、体育館等を利用して、子どもたちが自由に集い、異なる学年や地域の人々と交流できる安全な居場所を確保します。	生涯学習課
⑥ 地域子育て支援拠点事業	◇ 地域子育て支援センター、保育所等の3か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、親子の交流や情報提供等を行います。 ◇ 土曜日の開催について検討します。	子育て・健康課



基本目標２ 多様な教育・保育の充実

施策１ 多様な教育・保育サービスの充実

保護者の就労等により、保育を希望する全ての家庭が、安心して子どもを預けることができるよう、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。

取り組み		内 容	担当課・室
①	幼児教育・保育事業の充実	◇ 町の実情に応じた幼児教育・保育事業の充実を図ります。 ◇ 認定こども園の整備について、保育ニーズや地域性を考慮の上、検討します。 ◇ 保育士の処遇改善や就業継続支援、福岡県の保育士確保対策等を活用し、保育に関わる人材の確保に努めます。	子育て・健康課
②	医療的ケア児保育支援事業の実施	◇ 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、地域生活支援の向上を図ります。	子育て・健康課 福祉課
③	こども誰でも通園制度の実施	◇ 0歳6か月から満3歳未満の教育・保育の給付を受けていない児童を月一定時間預ける事業の実施に向けて、体制整備を進めます。	子育て・健康課
④	地域子育て支援拠点事業（再掲）	◇ 地域子育て支援センター、保育所等の3か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、親子の交流や情報提供等を行います。 ◇ 土曜日の開催について検討します。	子育て・健康課
⑤	病児・病後児保育事業	◇ 急な病気や病気からの回復期などで集団保育が困難な子どもを対象に行橋京都病児病後児保育室「アンファン」で一時的に保育を行います。 ◇ 病児病後児保育の利用料無償化等について周知を図ります。	子育て・健康課
⑥	子ども関連業務従事者の日本版DBSの推進	◇ 教育・保育施設や子どもが活動する場等の従事者による子どもを対象とした性暴力等の防止の取り組みを推進します。	子育て・健康課 学校教育課
⑦	放課後児童クラブの実施	◇ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専門施設、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び・生活の場を提供します。	生涯学習課

施策2 子どもの生きる力の育成

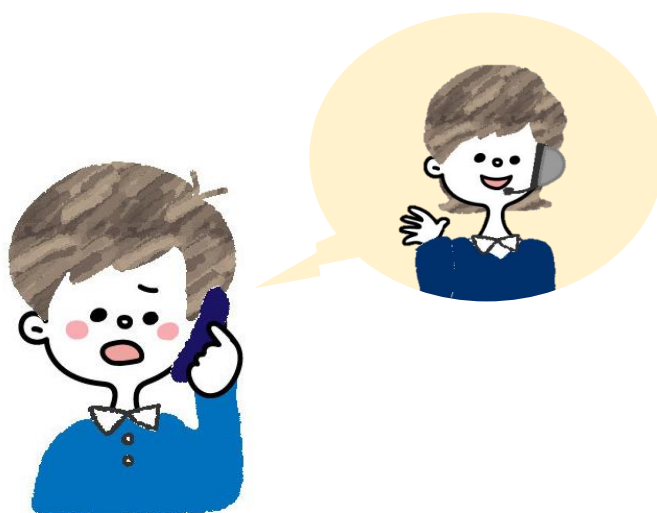
子どもが、自己肯定感や道徳性、社会性などを育むことができる環境を整備します。

取り組み		内 容	担当課・室
①	放課後子どもひろば事業の実施（再掲）	◇ 各小学校において、体育館等を利用して、子どもたちが自由に集い、異なる学年や地域の人々と交流できる安全な居場所を確保します。	生涯学習課
②	自然体験活動の実施	◇ 保育所・幼稚園における親子遠足など、親子が一緒に参加する活動の実施を働きかけます。	子育て・健康課
③	スポーツ体験教室等の実施	◇ スポーツに関心を持つ児童・生徒を育てるため、性別、年齢に関係なく参加でき、初期投資費用の抑えられた手軽なスポーツの体験教室等を開催します。	生涯学習課
④	児童・生徒の地域行事への参加促進	◇ 保育所・幼稚園、小・中学校等に通っている児童・生徒における地域の行事への積極的な参加を促します。	子育て・健康課 学校教育課 生涯学習課
⑤	食育の推進	◇ 「苅田町食育推進計画」に基づき児童・生徒本人及び家庭における食育の活動を推進します。	子育て・健康課
⑥	小学生料理体験教室	◇ 食育推進事業の一環として、小学生を対象に調理実習を行います。管理栄養士の指導のもと、食についての様々な学習の場として事業を実施します。	子育て・健康課
⑦	児童・生徒への人権教育の推進	◇ 一人一人の児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう人権教育を推進します。 ◇ 子どもの人権や男女共同参画など、学校における人権教育を推進するため、資料や研修講師の紹介等、情報提供を行います。	学校教育課 人権男女共同参画室
⑧	教職員への人権教育の啓発	◇ 人権教育研究会にて教職員向けに人権教育に関する研修を行い、確実な参加を図ります。	学校教育課 人権男女共同参画室
⑨	道徳教育の推進	◇ 学校における学級活動や授業等を通して道徳教育を推進します。	学校教育課
⑩	職業体験教育学習	◇ 地元企業や商工業者、町内保育園・幼稚園等の協力を得て、職業体験活動を実施します。	学校教育課
⑪	小・中一環の教育システムづくり	◇ 小・中学校教育連携ビジョンに基づき、小・中学校9年間を通しての児童・生徒の目指す姿を設定し、小・中学校合同での研究授業や研修会等を推進します。	学校教育課

施策3 いじめや不登校への対応

学校内外でのいじめを防止し、不登校・ひきこもりとなった児童への相談など適切な対応を図ります。

取り組み	内 容	担当課・室
① 悩みのある子どもに対応する相談体制の整備	◇ 教育委員会設置の「教育相談室」において、悩みのある児童や保護者が気軽に相談できる環境づくりに取り組むとともに、周知を行います。	学校教育課
② 子どもに関わる専門相談体制の整備	◇ スクールカウンセラーを各小・中学校に派遣し、希望する児童・生徒の心理相談業務を実施します。	学校教育課
③ 不登校・ひきこもりへの支援	◇ 適応指導教室「すみれ教室」に指導員を配置し、指導主事による学校訪問や面談により不登校の子どもへの登校支援を行います。	学校教育課
④ 子どもが相談しやすい体制の整備	◇ 子どもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図ります。	学校教育課 (国事業)



基本目標3 配慮が必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

施策1 配慮が必要な子どもへの支援

配慮が必要な子どもに対し適切な支援が行えるよう、福祉、教育、医療、保健等の関係機関・団体との連携により、一人一人の状況に応じた総合的な支援を行います。また、本町で子育てをする外国人に対し、必要な支援を行います。

取り組み		内 容	担当課・室
①	発達障がい児童の支援	◇ 発達に課題のある子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため療育機関（ポルト・ペンギン教室等）につなぎます。	総合保健福祉センター
②	障害児保育補助事業	◇ 障がいのある子どもや支援が必要な子どもに対し、保育所で障害児保育事業を実施します。 ◇ 今後の小学校入学等を踏まえながら関係課と連携を図り、事業を進めます。	子育て・健康課
③	3歳児視聴覚検査	◇ 視聴覚等の異常の早期発見のために、健診の必要性などを周知し、受診率向上を図ります。	総合保健福祉センター
④	発達相談	◇ 乳幼児健診や保育所・幼稚園巡回相談において、希望する保護者に心理士との個別面談を実施します。 ◇ 保護者から希望があればすぐに対応できるように相談しやすい体制づくりを整えます。	総合保健福祉センター
⑤	すくすく巡回相談事業	◇ 保健師等が幼稚園・保育所を訪問し、巡回相談・指導などを実施します。	総合保健福祉センター
⑥	発達支援型訪問支援事業	◇ 園の要請により、発達に関する専門家が町内保育園及び幼稚園を訪問し、発達が気になる児童について必要な支援を提案します。また、保育従事者への相談対応、助言を行います。	子育て・健康課
⑦	保育所等訪問支援	◇ 保護者からの利用申請をもとに、専門家が保育所等を訪問し、障がい児が周囲の児童との集団生活に適應することができるよう、個別の状況、環境に応じた支援を行います。	福祉課
⑧	療育支援教室（らっこ教室）	◇ 発達・成長に経過観察が必要と認められる幼児に対して、療育支援教室（らっこ教室）の利用を促進します。	総合保健福祉センター
⑨	子育て支援のネットワークづくり	◇ 子育て支援センターを通じて、子どもの発達に関して悩みを持つ保護者のネットワークづくりを進めます。	子育て・健康課

取り組み		内 容	担当課・室
⑩	就学時健康診断の教育相談	◇ 就学時健康診断に指導主事を派遣し、子どもの生活や健康について不安や心配がある方に対して、教育相談を実施します。	学校教育課
⑪	特別支援教育の充実	◇ 各小・中学校に学校生活支援員を配置し、個に応じた支援の充実を図ります。	学校教育課
⑫	食物アレルギーに対する理解促進	◇ 幼稚園・保育所、学校へのアレルギー対応に関する指針やガイドブックの周知、職員に対する食育研修（食に関する指導、食物アレルギー研修等）を行います。	子育て・健康課
⑬	子育て中の外国人家庭への支援の充実	◇ 生活に必要な日本語の習得が困難な幼児・児童の実態を把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携して行います。 ◇ 外国人家庭の保護者に対し、分かりやすい日本語の文書の作成支援を行います。	子育て・健康課 学校教育課 人権男女共同参画室
⑭	ヤングケアラーへの支援推進	◇ ヤングケアラーは家庭内での問題であり、表面化しにくいため、関係機関が連携して早期発見・把握につとめます。 ◇ ヤングケアラーがいる家庭には、子どもの意向に寄り添いながら、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。	総合保健福祉センター 学校教育課

施策2 児童虐待防止への対応

児童虐待の未然防止に向けて、様々な機会を活用し、家庭の養育状況の把握や保護者の育児不安の解消に努めます。また、保護者への子育てセミナーや支援者への研修会などの児童虐待防止の取り組みを推進します。

取り組み		内 容	担当課・室
①	こども家庭センターの体制整備（再掲）	◇ こども家庭センターにおいて、学校や医療機関、関係機関と連携して個々の家庭の状況等に応じたサポートプランを作成し、支援につなげます。	総合保健福祉センター
②	子育てセミナー等の実施	◇ 保護者の子育てに関する知識を深め、子育ての不安を解消するために、子育てセミナーや子育てに関する講演等を開催します。	子育て・健康課
③	要保護児童対策地域協議会	◇ 子どもに関わる関係機関の担当者で要保護家庭の情報共有を行い、対応を検討します。 ◇ 関係機関とのケース対応については、個別ケース会議を実施し、各関係機関と密な連携をとり、情報共有を行い、要保護家庭への適切な対応を行います。	総合保健福祉センター

取り組み		内 容	担当課・室
④	児童虐待に関する研修会の実施	◇ 児童に関わる人や団体、機関等の児童虐待に関する知識を深め、児童虐待防止に取り組むために研修会を開催します。	総合保健福祉センター
⑤	児童虐待防止等に関する広報掲載	◇ 児童虐待防止や児童虐待発見時の通告義務、児童の前で行われる配偶者からの暴力（DV）等に対する住民の意識を高めるため、広報やPR活動を定期的に行います。	総合保健福祉センター
⑥	性暴力被害者のための相談・支援機関の周知	◇ 若年層の性暴力被害者が相談につながりやすいよう、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」の周知を行います。（※1） ◇ 性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知を行います。（※2）	人権男女共同参画室 （※1 国事業） （※2 県事業）
⑦	子どもが相談しやすい体制の整備（再掲）	◇ 子どもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図ります。	学校教育課 （国事業）

施策3 生活困窮家庭への対応

経済的な支援制度の周知を継続するとともに、関係機関等と連携しながら、家庭への生活支援、経済的な支援、子どもへの就学支援などを行います。

取り組み		内 容	担当課・室
①	経済的な支援制度の周知	◇ 児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度などの経済的な支援について、周知を図ります。	子育て・健康課
②	生活困窮者自立支援事業	◇ 町に生活困窮者自立支援相談員を配置し、町民が身近な場所で相談できる場を確保するとともに、関係機関と連携し支援に努めます。	福祉課
③	ひとり親家庭への支援の推進	◇ 各関係機関と連携を図り、ひとり親家庭への相談及び支援に努めます。	子育て・健康課
④	奨学金制度	◇ 3年以上、苅田町に居住し、経済的理由により就学が困難な家庭に高校以降の奨学金の貸付を行います。	学校教育課
⑤	子ども食堂等支援団体の周知	◇ 子ども食堂や子どもの学習支援などに取り組む地域のボランティア団体等の周知に努めます。	福祉課

基本目標 4 子ども・子育て家庭を地域全体で見守り支える

施策 1 子ども・子育て家庭にやさしい機運づくり

子ども・子育て家庭や教育・保育に関わる者だけでなく、社会全体で子どもと子育て家庭にやさしいまちとなるように、町民への周知や指導を行い、子育て家庭を支える意識の啓発を行います。

取り組み		内 容	担当課・室
①	子ども・子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	◇ 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めるため、社会全体で子育て家庭を支えることの大切さなどをホームページやLINE、庁舎サイネージ等で広く町民に周知・啓発を行います。	子育て・健康課
②	「子育て応援の店」の推進	◇ 18歳未満の子どもがいる子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図ります。	子育て・健康課 (県事業)
③	受動喫煙の防止	◇ 親子健康手帳交付時やたまご(両親)学級において、受動喫煙防止について、啓発・指導を行います。	総合保健福祉センター

施策 2 子育てと仕事の両立の推進

就労を希望している子育て家庭への経済的な支援、就職・起業などに向けた支援や職場環境改善への推進を行い、子育て中の保護者が継続して就労できるよう、一人一人の状況に合わせた取組を実施します。

取り組み		内 容	担当課・室
①	育児休業制度の普及啓発	◇ 次世代育成支援対策推進法や育児休業制度等の法律や制度について広報紙やホームページ等を活用し、企業や住民に啓発します。	子育て・健康課 人権男女共同参画室 交通商工課
②	育児休業給付金の支給	◇ 子どもが1歳未満まで、両親ともに育児休業を14日以上取得した場合、手取りの10割を28日間まで支給します。	交通商工課 (国事業)
③	育児時短就業給付の利用促進	◇ 子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付の利用を促進します。	交通商工課 (国事業)

取り組み		内 容	担当課・室
④	女性の活躍推進 優良事業者の表彰	◇ 女性の育成・登用や職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を表彰し、優れた取り組みを周知することにより、女性の活躍の推進につなげます。	人権男女共同参画室
⑤	子育て支援に取り組む企業の拡大	◇ 企業（事業所）に対し、育児に関する様々な制度について情報提供を行い、子育て支援に取り組む事業所を増やします。	交通商工課
⑥	両立支援等助成金の支給	◇ 働きながら子育てや介護を行う労働者が働き続けやすい就業環境を整備している事業主に対して助成金を支給します。	交通商工課 （国事業）
⑦	たまご（両親）学級	◇ 男性の育児を促す目的でたまご学級を開催します。 ◇ 事業の周知やPRを充実します。	総合保健福祉センター
⑧	女性の就労や再就労、起業に向けた支援	◇ 女性の就労や再就労に向けた基礎的知識や技術を学ぶ講座や企業セミナーなどの講座を実施します。 ◇ 子育てをしながら就労や再就労を希望する女性のために、ホームページなどを活用し、資格取得や再就職セミナー等様々な情報を提供します。	人権男女共同参画室

施策3 子どもの遊び場の確保

子どもが気軽に遊ぶことができ、子どもの保護者も安心して遊ばせることができる環境づくりを行います。また、学校の体育館などを活用し、屋内における遊び場の提供ができるよう努めます。

取り組み		内 容	担当課・室
①	小・中学校の校庭・体育館の開放	◇ 利用申請した団体に対して、小・中学校の校庭・体育館を開放し、子ども達の遊び場や地域のスポーツ活動の場として提供します。	生涯学習課
②	町内の公園整備	◇ 町内の公園について、遊具及び公園施設の老朽化具合の点検を行い、点検結果に基づく修繕や施設の更新等を行います。また、視線を遮る樹木の管理を行い、見通しを良くすることで、子ども達が安全で安心して遊べる公園づくりに努めます。	都市計画課
③	公民館の開放	◇ 町の公民館を開放し、地域に住む子どもたちへの屋内での遊び場としての活用について検討します。	生涯学習課

施策4 安全な子育て環境づくり

町全体の安全対策や施設環境などの整備を行います。また、子どもたちへの交通安全、防犯意識を啓発するとともに、地域全体での見守りと情報提供を推進します。

取り組み		内 容	担当課・室
①	交通安全教育の実施	◇ 基本的な交通ルールや交通マナーを身に付けられるように、小・中学校の児童・生徒に交通安全教育を実施します。	学校教育課 危機管理室
②	交通安全指導員の育成	◇ 交通安全指導員に交通安全研修を実施するとともに、交通安全の啓発を行います。	危機管理室
③	交通安全に関する関係団体の連携強化	◇ 児童・生徒の交通安全対策のために、関係機関等による交通安全対策推進協議会を開催し、連携・協力を推進します。	危機管理室
④	通学路の安全点検・整備	◇ 警察・国道事務所・県土整備事務所・小中学校・教育委員会・危機管理室・建設課等が通学路の危険箇所を点検し、交通安全施設を整備します。	学校教育課
⑤	道路整備	◇ 道路等施設の新設、改修の際は、妊婦・乳幼児を連れた保護者、児童等に配慮し、できる限りユニバーサルデザインを考慮して整備を行います。	建設課
⑥	公共施設のバリアフリー化	◇ 公共施設の修繕・改修を行う際には、妊婦・乳幼児を連れた保護者、児童等に配慮してバリアフリー化を図ります。	各施設主管課
⑦	コミュニティバスの安全性確保	◇ 新たなバスを導入する際は、妊婦・乳幼児を連れた保護者、児童等に配慮した、ユニバーサルデザインのコミュニティバスとします。	交通商工課
⑧	防犯灯の整備	◇ 自治会が設置する防犯灯の設置費及び光熱費を補助し、町設置の防犯灯を適正に管理します。	危機管理室
⑨	青色防犯パトロールの実施	◇ 防犯指導員と町民会議が連携して、児童の下校時に合わせた青色防犯パトロールを実施します。また、パトロールの担い手となる人材の確保に向けた周知を行います。	危機管理室
⑩	夜間パトロール等の実施	◇ 子どもが犯罪に巻き込まれないように夜間のパトロールや下校時の見守りを実施します。	危機管理室
⑪	子ども110番の家の周知	◇ 不審者や変質者からの緊急避難場所となる「子ども110番」を広く周知し、協力家庭の増加を図ります。	学校教育課
⑫	不審者情報の活用	◇ 不審者出没箇所を集約し、下校時の防犯パトロールに活用します。	危機管理室
⑬	防犯メール等の周知	◇ 福岡県警が福岡県で発生する事件・事案情報等をお知らせする防犯メール「ふっけい安心メール」の周知を行います。	危機管理室

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本町では、町全域を1区域の教育・保育提供区域として設定しますが、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、通学している小学校に配置されている施設の利用が基本であるため、小学校区を区域として設定します。

区分／施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		町全域
	② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）		
	③ 妊婦健康診査事業		
	④ 乳児家庭全戸訪問事業		
	⑤ 養育支援訪問事業		
	⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業（※）		
	⑨ 一時預かり事業 （幼稚園における一時預かり／認可保育所等における一時預かり）		
	⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）		
	⑪ 病児・病後児保育事業		
	⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全域
	⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
	⑮ 子育て世帯訪問支援事業		
	⑯ 児童育成支援拠点事業（※）		
	⑰ 親子関係形成支援事業（※）		
	⑱ 妊婦等包括相談支援事業		
	⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	令和8年度から実施	
	⑳ 産後ケア事業		

（※）の付いている事業は、本町では実施していません。

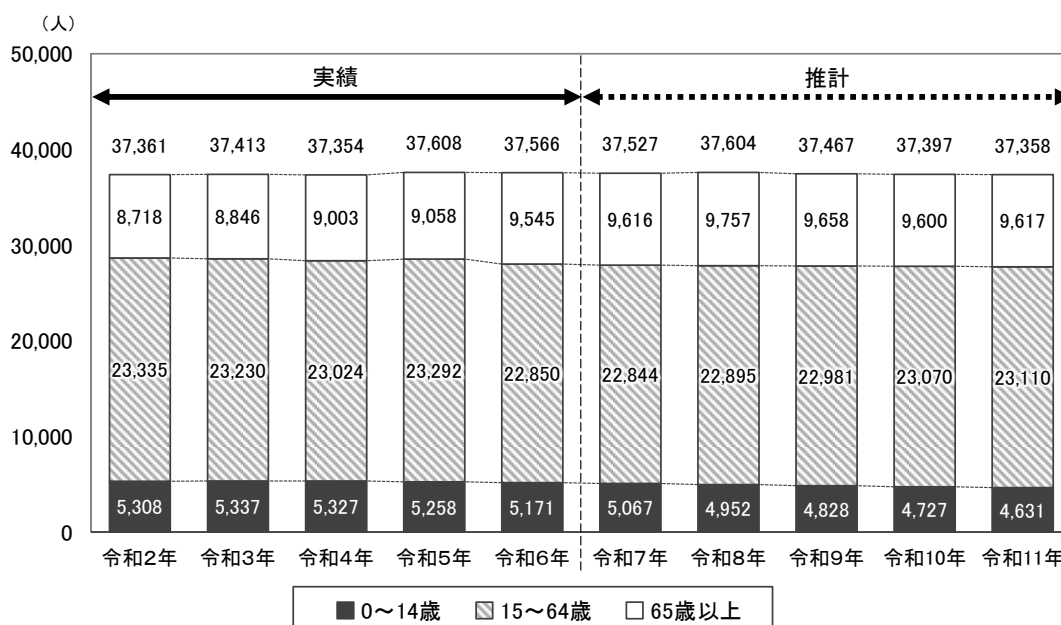
2 児童数の推計

(1) 人口推計

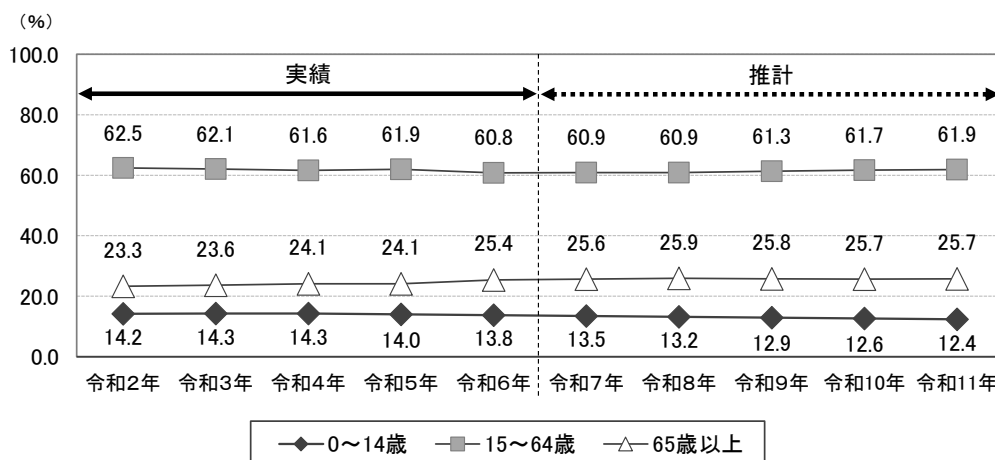
住民基本台帳人口の令和2年から令和6年（各年4月1日時点）までの実績を基に、コーホート法（※）を用いて人口推計を行うと、本町の総人口は横ばいのまま推移することが見込まれています。

年齢3区分別では、15～64歳（生産年齢人口）は緩やかに増加が続き、65歳以上（高齢者人口）は、増減はあるものの、令和11年では9,617人となる見込みです。また、0～14歳（年少人口）は令和7年以降も減少が続くと予測され、令和6年の5,171人から令和11年で4,631人となり、540人の減少が見込まれます。

＜総人口・年齢3区分別人口の将来推計＞



＜年齢3区分別人口構成の将来推計＞

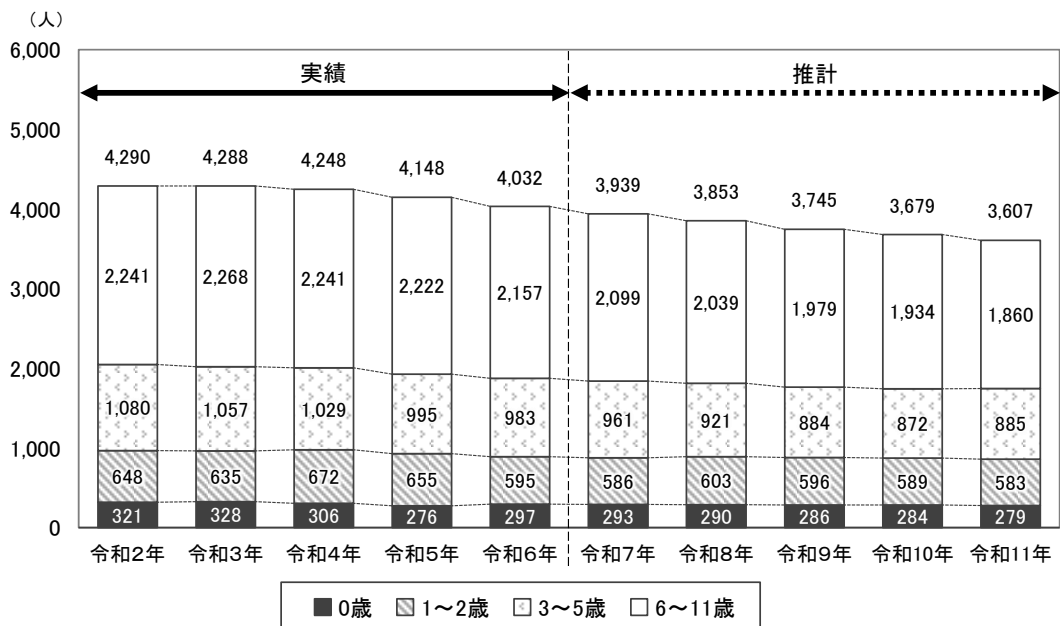


※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

(2) 児童数の推計

0～11歳までの児童数を推計すると、総数は令和11年で3,607人となり、令和6年の4,032人から423人の減少が見込まれます。各歳別にみると、0歳児は令和7年以降で減少が続き、1～2歳児は令和8年で微増しますが、その後再び減少傾向となります。また、3～5歳児の児童数は令和9年以降、横ばいで推移することが予測され、6～11歳児は令和6年の2,157人から297人減少し、1,860人となる見込みです。

＜児童数の将来推計＞



＜人口及び児童数の将来推計＞

		年齢区分	実績					推計				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
人口	実数(人)		37,361	37,413	37,354	37,608	37,566	37,527	37,604	37,467	37,397	37,358
	増減率(%)		—	0.1	-0.2	0.7	-0.1	-0.1	0.2	-0.4	-0.2	-0.1
児童数	実数(人)	0歳	321	328	306	276	297	293	290	286	284	279
		1～2歳	648	635	672	655	595	586	603	596	589	583
		3～5歳	1,080	1,057	1,029	995	983	961	921	884	872	885
		6～11歳	2,241	2,268	2,241	2,222	2,157	2,099	2,039	1,979	1,934	1,860
		計	4,290	4,288	4,248	4,148	4,032	3,939	3,853	3,745	3,679	3,607
	増減率(%)	0歳	—	2.2	-6.7	-9.8	7.6	-1.3	-1.0	-1.4	-0.7	-1.8
		1～2歳	—	-2.0	5.8	-2.5	-9.2	-1.5	2.9	-1.2	-1.2	-1.0
		3～5歳	—	-2.1	-2.6	-3.3	-1.2	-2.2	-4.2	-4.0	-1.4	1.5
		6～11歳	—	1.2	-1.2	-0.8	-2.9	-2.7	-2.9	-2.9	-2.3	-3.8
		計	—	0.0	-0.9	-2.4	-2.8	-2.3	-2.2	-2.8	-1.8	-2.0

3 量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

1) 量の見込みの算出方法

- ・国の手引きに基づき、下図の計算式によって需要量の見込みを算出します。
- ・推計児童数は、前項で推計した児童数を採用します。

■ 量の見込みの算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{① 推計児童数} \\ \text{(人)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{② 家庭類型の構成比} \\ \text{(\%)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{③ 利用意向の割合} \\ \text{(\%)} \\ \hline \end{array}$$

=

④ 需要量（ニーズ量）

年齢区分、保護者の就労希望（家庭類型）ごとに算出

最終的に、教育・保育や事業単位で合計した数値が「量の見込み」になります。

2) 教育・保育の量の見込み

① 認定区分

1号、2号、3号の認定区分と年齢、利用できる主な施設は下表のようになります。

■ 認定区分及び利用できる施設・事業

認定区分	教育・保育の区分		年齢	利用できる主な施設・事業				
				幼稚園	認定こども園（※）	認可保育所	幼稚園の預かり保育	地域型保育事業
1号認定	教育の希望有		3～5歳	○	○			
2号認定	保育が必要	教育の希望有	3～5歳		○			
		教育の希望無	3～5歳		○	○		
3号認定	保育が必要		0歳		○	○	○	○
			1歳		○	○	○	○
			2歳		○	○	○	○

（※）認定こども園は、現在町内にはありません。

② 教育・保育の実績

教育・保育の事業ごとの利用者数の実績（令和6年5月現在）は、以下のようになっています。

■ 教育・保育の実績（令和6年5月現在）

単位：人

令和6年 認定区分 利用人数	1号認定	2号認定		3号認定			計
	3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
幼稚園	432						432
認定こども園（※）							
保育所			448	44	127	140	759
町民の町外施設利用	64	0	18	1	6	11	100
町民の施設利用 計	496	0	466	45	133	151	1,291
町外からの受託児童	120	0	10	0	2	0	132

（※）認定こども園は、現在町内にはありません。

③ 第3期計画における教育・保育の量の見込み

ニーズ調査及び実績から、教育・保育の認定区分ごとの需要量は下表のように見込まれます。

■ 第3期計画期間における教育・保育の量の見込み

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定			計
	3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
令和7年度 (2025年度)	320	681		75	149	153	1,378
		240	441				
令和8年度 (2026年度)	315	659		74	147	164	1,359
		237	422				
令和9年度 (2027年度)	307	633		73	146	162	1,321
		227	406				
令和10年度 (2028年度)	303	624		73	144	161	1,305
		224	400				
令和11年度 (2029年度)	304	633		71	143	158	1,309
		227	406				

3) 確保の方策

教育・保育の見込と確保の方策は次のとおりです。

■ 教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和7年度）

単位：人

令和7年度 (2025年度)		1号認定	2号認定		3号認定			計
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外				
量の見込み		320	681		75	149	153	1,378
			240	441				
確保 方 策	特定教育・保育施設	365	0	479	67	121	133	1,165
	確認を受けない幼稚園	290	—	—	—	—	—	290
	上記以外（※）	—	0	9	16	23	24	72
	計	655	488		83	144	157	1,527
	町外施設利用	0	193		0	5	0	198
	合計	655	681		83	149	157	1,725
確保方策－量の見込み		335	0		8	0	4	347

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

■ 教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和8年度）

単位：人

令和８年度 (2026 年度)		1 号認定	2 号認定		3 号認定			計
		3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外				
量の見込み		315	659		74	147	164	1,359
			237	422				
確 保 方 策	特定教育・保育施設	365	0	471	60	111	129	1,136
	確認を受けない幼稚園	290	－	－	－	－	－	290
	上記以外（※）	－	0	9	16	23	24	72
	計	655	480		76	134	153	1,498
	町外施設利用	0	179		0	13	11	203
	合計	655	659		76	147	164	1,701
確保方策－量の見込み		340	0		2	0	0	342

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

■ 教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和 9 年度）

単位：人

令和 9 年度 (2027 年度)		1 号認定	2 号認定		3 号認定			計
		3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外				
量の見込み		307	633		73	146	162	1, 321
			227	406				
確保 方 策	特定教育・保育施設	365	0	471	60	111	129	1, 136
	確認を受けない幼稚園	290	—	—	—	—	—	290
	上記以外（※）	—	0	9	16	23	24	72
	計	655	480		76	134	153	1, 498
	町外施設利用	0	153		0	12	9	174
	合計	655	633		76	146	162	1, 672
確保方策－量の見込み		348	0		3	0	0	351

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

■ 教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和 10 年度）

単位：人

令和 10 年度 (2028 年度)		1 号認定	2 号認定		3 号認定			計
		3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外				
量の見込み		303	624		73	144	161	1, 305
			224	400				
確 保 方 策	特定教育・保育施設	365	0	471	60	111	129	1, 136
	確認を受けない幼稚園	290	—	—	—	—	—	290
	上記以外（※）	—	0	9	16	23	24	72
	計	655	480		76	134	153	1, 498
	町外施設利用	0	144		0	10	8	162
	合計	655	624		76	144	161	1, 660
確保方策－量の見込み		352	0		3	0	0	355

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業

■ 教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和 11 年度）

単位：人

令和 11 年度 (2029 年度)		1 号認定	2 号認定		3 号認定			計
		3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外				
量の見込み		304	633		71	143	158	1,309
			227	406				
確保 方 策	特定教育・保育施設	365	0	471	60	111	129	1,136
	確認を受けない幼稚園	290	—	—	—	—	—	290
	上記以外（※）	—	0	9	16	23	24	72
	計	655	480		76	134	153	1,498
	町外施設利用	0	153		0	9	5	167
	合計	655	633		76	143	158	1,665
確保方策－量の見込み		351	0		5	0	0	356

（※）小規模保育事業、企業主導型保育事業



(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

◆ 事業概要

子どもや保護者が、身近な場所で、子ども子育て支援事業計画に基づく事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

刈田町こども家庭センター 1か所 で事業を実施することを見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

実績から見込みを算出

<第3期計画期間における見込み・確保数>

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

◇ 提供体制確保の方策

現行どおり実施していくとともに、乳幼児家庭全戸訪問事業や健診などの機会に、子ども・家庭の状況を把握し、必要に応じて支援につなげていくよう努めます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：か所

利用者支援 事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

◆ 事業概要

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

令和4年度～令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用見込みの増減から令和7年度以降の量の見込みを算出

<第3期計画期間における見込み・確保数>

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,608	3,533	3,428	3,387	3,400
確保方策	3,608	3,533	3,428	3,387	3,400

◇ 提供体制確保の方策

現行の地域子育て支援拠点（子育て支援センター、与原保育園、白川保育園）3か所で実施します。事業内容や活動の周知を図り、利用促進に努めます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人回/年

地域子育て 支援拠点事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,572	1,364	3,418	3,600	3,300

③ 妊婦健康診査事業

◆ 事業概要

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

これまでの受診回数と今後の出生数から見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

$\text{受診回数} \div \text{実績出生数（令和2年度～令和6年度の平均値）} \times \text{各年の推計出生数}$

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,402	3,343	3,320	3,274	3,239
確保方策	3,402	3,343	3,320	3,274	3,239

◇ 提供体制確保の方策

今後も現行どおり実施していくとともに、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、健診の必要性の説明や制度の周知、妊娠期からの支援に取り組みます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人回/年

妊婦健康診査事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,647	3,531	3,341	3,657	3,426

※利用実績は、各妊婦の受診回数の積み上げ

④ 乳児家庭全戸訪問事業

◆ 事業概要

助産師・保健師が生後4か月までのすべての乳児を全戸訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、フォローが必要な児童・保護者には発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

◆ 量の見込みの考え方

これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

$\text{実績訪問人数} / \text{実績出生数（令和2年度～令和6年度の平均値）} \times \text{各年の推計出生数}$

<第3期計画期間における見込み・確保数>

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	238	234	232	229	227
確保方策	238	234	232	229	227

◇ 提供体制確保の方策

今後も現行どおり実施していくとともに、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、事業の説明を行い、支援が必要な家庭の把握に努めます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人/年

乳児家庭 全戸訪問事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	254	266	248	290	222

⑤ 養育支援訪問事業

◆ 事業概要

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、家事支援の目的でヘルパーを派遣したり、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

◆ 量の見込みの考え方

これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

$\text{実績訪問人数} / \text{実績出生数（令和2年度～令和6年度の平均値）} \times \text{各年の推計出生数}$

<第3期計画期間における見込み・確保数>

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17	17	17	17	17
確保方策	17	17	17	17	17

◇ 提供体制確保の方策

現行どおり実施していくとともに、子育てに問題を抱える人への支援に努めます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人/年

養育支援 訪問事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1	0	1

⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆ 事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。※見込量算出対象外

◇ 提供体制確保の方策

継続して事業を実施します。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

◆ 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童や保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

新規事業のため、これまでの相談業務等の対応から見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

対象となる世帯の児童数や相談業務等の利用件数を基に算出

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	45	45	45	45	45

◇ 提供体制確保の方策

令和7年度から乳児院（1か所）にて実施を予定しており、関係施設との連携を図りつつ、状況に応じた支援に努めます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人日/年

子育て短期支援事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0	0	0

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

◆ 事業概要

一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

◇ 提供体制確保の方策

本町未実施のため、事業の必要性について検討します。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人日/年

ファミリー・サポート・センター事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0	0	0



⑨ 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり事業）

◆ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

令和4年度～令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用見込みの増減から令和7年度以降の量の見込みを算出

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,521	8,344	8,098	7,999	8,031
確保方策	8,521	8,344	8,098	7,999	8,031

◇ 提供体制確保の方策

幼稚園（私学助成幼稚園含む）において、就労等により保育が必要な児童、及び必要でない児童を預かります。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：延べ利用人数/年

一時預かり 事業 (幼稚園)	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	9,855	9,291	8,536	10,509	7,346

イ 一時預かり事業（その他、認可保育所等における一時預かり事業）

◆ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

令和4年度～令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用見込みの増減から令和7年度以降の量の見込みを算出

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	194	190	184	182	183
確保方策	194	190	184	182	183

◇ 提供体制確保の方策

苅田町シルバー人材センターの運営する託児施設『あい・あい』で実施します。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：延べ利用人数/年

一時預かり 事業 (その他)	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	151	159	242	156	184

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

◆ 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、幼稚園や保育所等において保育を実施する事業です。

◆ 量の見込みの考え方

ニーズ調査からは少なく見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

令和2年度～令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用見込みの増減から令和7年度以降の量の見込みを算出

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	430	421	409	404	405
確保方策	430	421	409	404	405

◇ 提供体制確保の方策

町内の各保育所で実施していきます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：人/年

時間外保育 事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	409	358	419	438	420

⑪ 病児・病後児保育事業

◆ 事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

◆ 量の見込みの考え方

ニーズ調査からは過大に見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

令和4年度～令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用見込みの増減から令和7年度以降の量の見込みを算出

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	476	467	453	447	449
確保方策	476	467	453	447	449

◇ 提供体制確保の方策

刈田町・みやこ町・行橋市共同の行橋京都病児病後児保育室「アンファン」（行橋京都メディカルセンター内）にて対応しています。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：利用人数/年

病児・病後児 保育事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18	22	141	599	587

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆ 事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専門施設、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び・生活の場を提供します。

◆ 量の見込みの考え方

二一ズ調査からはやや過大に見込まれるため、これまでの**実績**を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

令和2年度～令和6年度の利用実績の増減から令和7年度以降の量の見込みを算出

<第3期計画期間における見込み・確保数>

単位：人/年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		374	367	356	352	353
学 年 別	1年生	137	135	131	129	129
	2年生	118	115	112	111	111
	3年生	87	85	82	81	82
	4年生	24	24	23	23	23
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	2	2	2	2	2
確保方策		440	440	440	440	440
確保方策 一量の見込み		66	74	85	89	88
放課後 子どもひろば		368	360	349	345	346

◇ 提供体制確保の方策

放課後児童クラブと放課後子どもひろば事業との連携により事業を実施します。

参 考

《実績値》

単位：人/年

放課後児童 健全育成事業	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	314	306	344	369	424

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。※見込量算出対象外

◇ 提供体制確保の方策

必要に応じて支援を実施します。

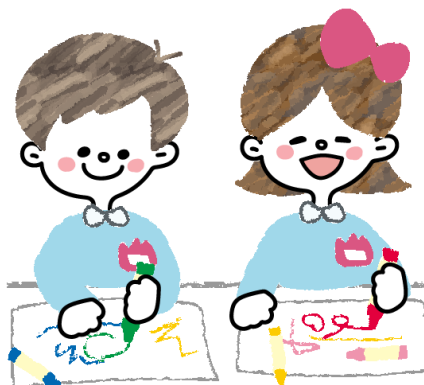
⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆ 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。※見込量算出対象外

◇ 提供体制確保の方策

事業者からの申請に基づき、必要に応じて事業を実施します。



⑮ 子育て世帯訪問支援事業

◆ 事業概要

子育て世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。※新規事業

◆ 量の見込みの考え方

令和6年度の実績（見込み）を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

$\text{推計児童数} \times \text{対象世帯数} / \text{全児童数} \times \text{平均利用日数}$

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44	44	43	42	41
確保方策	44	44	43	42	41

◇ 提供体制確保の方策

令和6年度より、町の訪問支援員が対象となる世帯を訪問し、家庭の状況に合わせた支援を包括的に実施します。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：延べ利用人数/年

子育て世帯 訪問支援事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					45

⑯ 児童育成支援拠点事業

◆ 事業概要

養育環境等の課題（虐待リスクや不登校など）を抱える児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

※新規事業

◇ 提供体制確保の方策

令和6年度からの新規事業となっていますが、本町未実施のため、事業の必要性について検討します。

⑰ 親子関係形成支援事業

◆ 事業概要

親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。※新規事業

◇ 提供体制確保の方策

令和6年度からの新規事業となっていますが、本町未実施のため、事業の必要性について検討します。

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

◆ 事業概要

妊婦・配偶者などに対して、面談等により情報提供や相談（伴走型相談支援）などの支援を行う事業です。※新規事業

◆ 量の見込みの考え方

これまでの妊娠届出数や今後の出生数から見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

各年の推計出生数×1組当たり面談等回数

＜第3期計画期間における見込み・確保数＞

単位：面談実施合計回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	876	861	855	843	834
確保方策	876	861	855	843	834

◇ 提供体制確保の方策

こども家庭センターにおいて、妊娠届時から出産後まで切れ目のない支援を実施します。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：面談実施合計回数/年

妊婦等包括 相談支援事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				963	885

⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆ 事業概要

保護者の就労有無を問わず、教育・保育施設を利用していない満3歳未満の未就学児を、月一定時間まで保育所等に預けることができる事業です。※新規事業

◆ 量の見込みの考え方

教育・保育施設を利用していない未就学児数を基に見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

必要受入れ時間数や必要定員数を検討して算出します。

<第3期計画期間における見込み・確保数>

① 0歳児

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		36	36	108	108
確保方策		36	36	108	108

② 1歳児

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		72	72	204	204
確保方策		72	72	204	204

③ 2歳児

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		72	72	204	204
確保方策		72	72	204	204

◇ 提供体制確保の方策

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握とともに、早期実施に向けた体制整備に努めます。

②⑩ 産後ケア事業

◆ 事業概要

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業です。※見込算出追加事業

◆ 量の見込みの考え方

これまでの実績を踏まえて見込みます。

◆ 量の見込みの算出方法

$\text{推計産婦数} \times \text{利用見込み産婦数} / \text{全産婦数} \times \text{平均利用日数}$

<第3期計画期間における見込み・確保数>

単位：延べ利用人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	43	42	42	42	41
確保方策	43	42	42	42	41

◇ 提供体制確保の方策

町の委託する産科医療機関や助産院などが、訪問（アウトリーチ）型、宿泊（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型の3種類の支援方法で、母子の状況に合わせた支援を行います。また、利用しやすい環境づくりと事業の周知に努めます。

参 考

《実績値と令和6年度の見込み》

単位：延べ利用人数/年

産後ケア事業	実 績				見 込
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		28	69	40	44

4 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

本保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に基づき、幼児教育・保育無償化の影響による保育ニーズの変動や苅田町の地域性を考慮の上、認定こども園の整備について取り組んでいくこととします。

(2) 施設、事業者等との連携方策

1) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

2) 幼稚園、保育所、小学校の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で、情報共有できるよう取り組んでいきます。

また、幼稚園、保育所、小学校の交流や幼稚園教諭と保育士の合同研修を行います。

3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保し、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、特定子ども・子育て支援施設等と連携し、適切に実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と地域の役割

本計画の推進にあたって、普段から苅田町内外の関係機関と連携して総合的な施策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、小学校等の「教育・保育」機関、事業所、住民と連携して、様々な意見を取り入れる機会を確保しながら進めます。

また、苅田町では、今後も地域住民・団体に向けて、子ども・子育て支援について理解と協力をお願いし、地域ぐるみの子ども・子育てへの支援体制を構築していきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況及び事業の成果について、定期的な点検・評価を行い、評価に基づいて事業の改善を進めていきます。

その際、「苅田町子ども・子育て会議」を定期的に開催し、点検・評価について検討・意見聴取を行うとともに、子ども・子育てを取り巻く社会状況に大きな変動や新たな課題が発生した場合は、必要に応じて住民の意見聴取や不定期の「苅田町子ども・子育て会議」の開催等によって、事業の調整・充実にに向けて取り組んでいきます。

1 荻田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、荻田町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項
- (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第 7 条 子育て会議に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、子育て・健康課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 22 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

区 分		氏 名	団体名・職名
福祉関係	副委員長	岡村 斉	苅田町保育所連盟 会長
	委 員	南 美由紀	苅田町民生・児童委員協議会 主任児童委員
	委 員	山下 七恵	社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会
教育関係	委 員	宮城 強 (令和6年3月末まで)	苅田町立小中学校長会 苅田小学校 校長
	委 員	井関 美貴 (令和6年4月から)	苅田町立小中学校長会 片島小学校 校長
	委 員	和田 誠	苅田町幼稚園連合会 会長
	委 員	西山 奈緒	苅田町 PTA 連合会
学童保育	委 員	田口 朝子	放課後児童クラブ 馬場キッズ館 理事長
子育て支援	委 員	塩塚 利克	地域子育て支援拠点 のびのびキッズ 施設長
学識経験者	委員長	戸早 秀暢	学校法人 戸早学園 理事長
一般公募	委 員	山田 真由美	公募による町民代表
	委 員	矢岡 恵美	
	委 員	吉田 望	

3 計画策定の経過

期 日	項 目
令和6年1月	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施
令和6年8月8日	令和6年度 第1回苅田町子ども・子育て会議
令和6年11月20日	令和6年度 第2回苅田町子ども・子育て会議
令和6年12月23日	令和6年度 第3回苅田町子ども・子育て会議
令和7年1月6日～1月20日	パブリックコメントの実施
令和7年2月17日	令和6年度 第4回苅田町子ども・子育て会議

第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行・編集 苅田町役場 子ども・健康課

〒800-039 福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1
Tel 093-588-1036 Fax 093-436-3014

